

平成28年2月26日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第 1 号	専決処分について（秩父市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）	1
議案第 2 号	市道の認定について	4
議案第 3 号	市道の路線変更について	7
議案第 4 号	市道の廃止について	16
議案第 5 号	第 2 次秩父市総合振興計画基本構想の策定について	18
議案第 6 号	秩父市過疎地域自立促進計画の策定について	19
議案第 7 号	指定管理者の指定について（秩父市みどりの村関連施設）	20
議案第 8 号	埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について	21
議案第 9 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	22
議案第 10 号	秩父市職員の退職管理に関する条例	25
議案第 11 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	26
議案第 12 号	秩父市行政不服審査会条例	30
議案第 13 号	秩父市情報公開・個人情報保護審査会条例	32
議案第 14 号	秩父市固定資産評価審査委員会条例	37
議案第 15 号	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	42
議案第 16 号	秩父市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例	43
議案第 17 号	秩父市水道事業の広域化に伴う関係条例の整理に関する条例	44
議案第 18 号	秩父市職員定数条例の一部を改正する条例	46
議案第 19 号	秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	47
議案第 20 号	秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	63
議案第 21 号	秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	64

議案第 2 2 号	秩父市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例	6 5
議案第 2 3 号	秩父市公社等に派遣される職員の災害補償に係る処遇の特例に 関する条例の一部を改正する条例	7 0
議案第 2 4 号	秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例	7 1
議案第 2 5 号	秩父市公民館条例及び秩父市公民館利用条例の一部を改正する条例	7 2
議案第 2 6 号	秩父市介護保険条例の一部を改正する条例	7 3
議案第 2 7 号	秩父市デイサービスセンター条例の一部を改正する等の条例	7 4
議案第 2 8 号	秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例	7 6
議案第 2 9 号	秩父市有墓地条例を廃止する条例	7 7
議案第 3 0 号	平成 2 7 年度秩父市一般会計補正予算 (第 4 回)	7 8
議案第 3 1 号	平成 2 7 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 回)	8 9
議案第 3 2 号	平成 2 7 年度秩父市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 回)	9 4
議案第 3 3 号	平成 2 7 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算 (第 3 回)	1 0 1
議案第 3 4 号	平成 2 7 年度秩父市水道事業会計補正予算 (第 3 回)	1 0 7
議案第 3 5 号	平成 2 7 年度秩父市立病院事業会計補正予算 (第 2 回)	1 1 0
議案第 3 6 号	平成 2 8 年度秩父市一般会計予算	1 1 2
議案第 3 7 号	平成 2 8 年度秩父市国民健康保険特別会計予算	1 1 3
議案第 3 8 号	平成 2 8 年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算	1 1 4
議案第 3 9 号	平成 2 8 年度秩父市介護保険特別会計予算	1 1 5
議案第 4 0 号	平成 2 8 年度秩父市下水道事業特別会計予算	1 1 6
議案第 4 1 号	平成 2 8 年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算	1 1 7
議案第 4 2 号	平成 2 8 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算	1 1 8
議案第 4 3 号	平成 2 8 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算	1 1 9
議案第 4 4 号	平成 2 8 年度秩父市駐車場事業特別会計予算	1 2 0
議案第 4 5 号	平成 2 8 年度秩父市立病院事業会計予算	1 2 1

議案第 1 号

専決処分について

秩父市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

秩父市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年12月28日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

秩父市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秩父市税条例の一部を改正する条例（平成27年秩父市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項各号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号

市道の認定について

次のとおり市道を認定することについて議決を求める。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
下吉田359号線	秩父市下吉田字暮坪 9471番地先	
	秩父市下吉田字暮坪 2930番1地先	
下吉田360号線	秩父市下吉田字暮坪 9418番地先	
	秩父市下吉田字暮坪 9416番地先	
下吉田361号線	秩父市下吉田字暮坪 9422番地先	
	秩父市下吉田字暮坪 9449番地先	
下吉田362号線	秩父市下吉田字暮坪 9444番地先	
	秩父市下吉田字暮坪 9432番地先	
下吉田363号線	秩父市下吉田字暮坪 9438番地先	
	秩父市下吉田字暮坪 2940番2地先	
下吉田364号線	秩父市下吉田字暮坪 9492番地先	
	秩父市下吉田字暮坪 9497番地先	
荒川贄川39号線	秩父市荒川白久字林平 1887番3地先	
	秩父市荒川贄川字笹平 959番1地先	
荒川贄川40号線	秩父市荒川贄川字南柿平 1011番1地先	
	秩父市荒川贄川字柿平 1064番1地先	
荒川贄川41号線	秩父市荒川贄川字三ツ谷 1376番1地先	
	秩父市荒川贄川字穴ノ尾 1083番1地先	

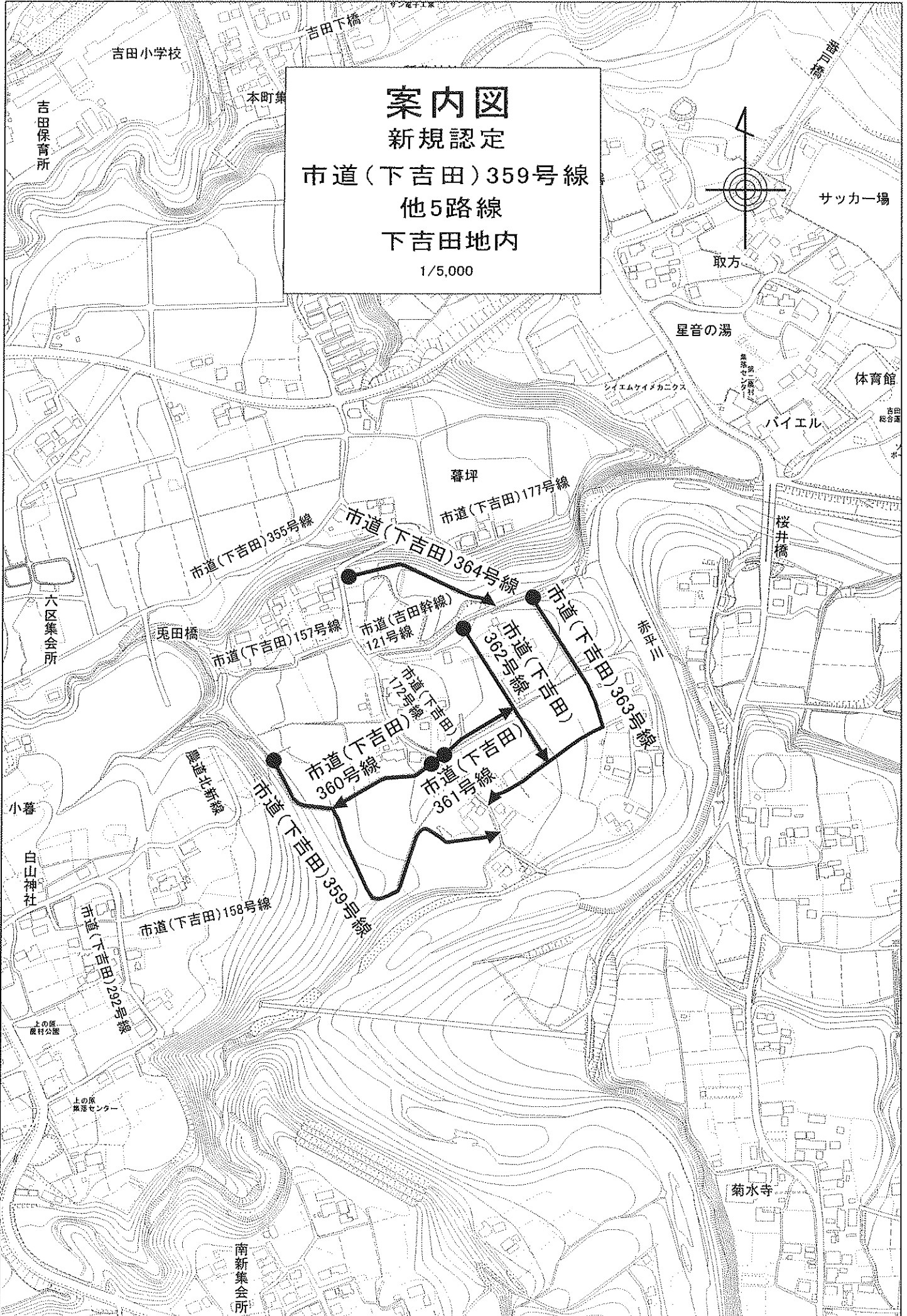
平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

市道に認定し管理したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により提出する。

案内図
 新規認定
 市道(下吉田)359号線
 他5路線
 下吉田地内
 1/5,000



案内図

新規認定

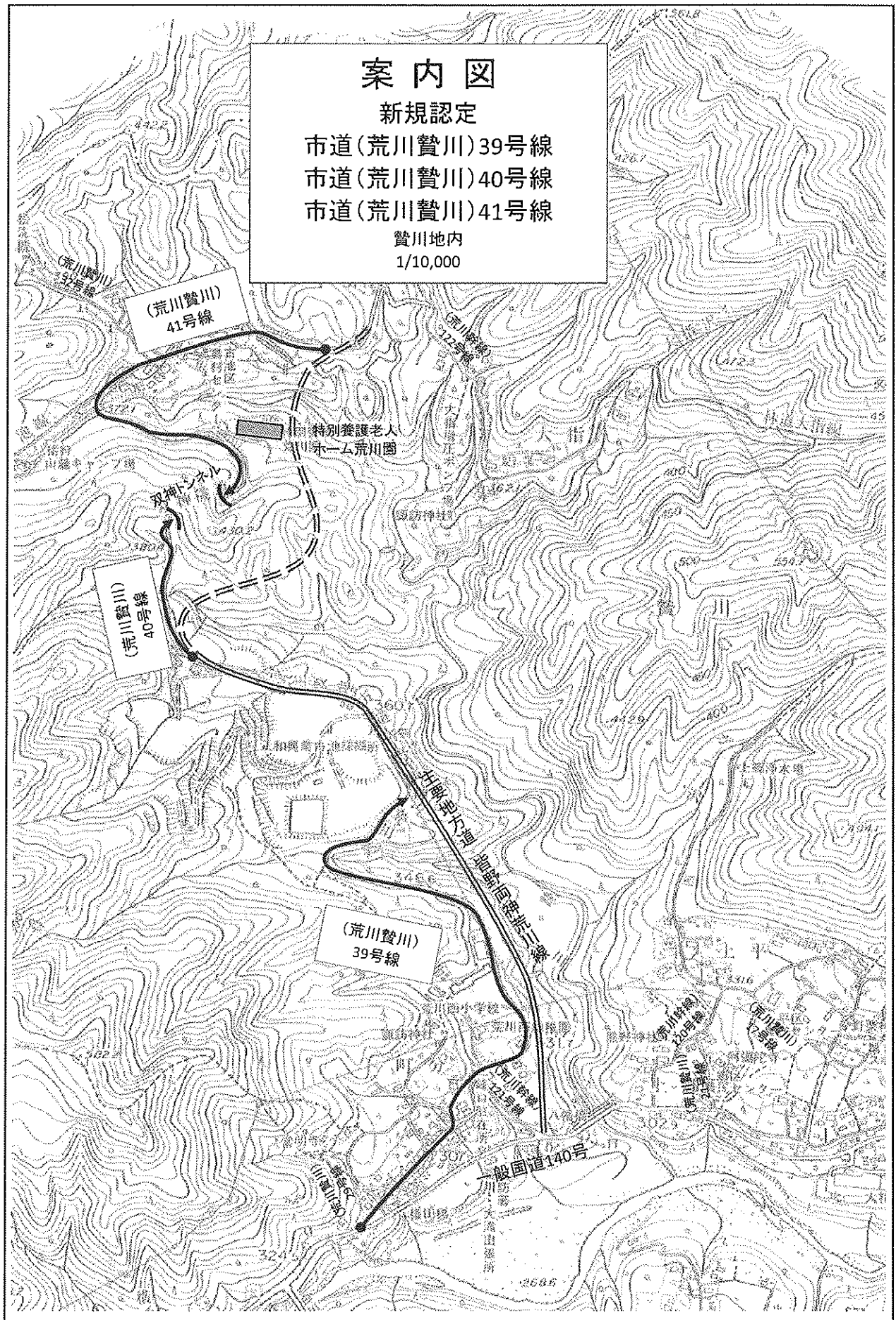
市道(荒川贄川)39号線

市道(荒川贄川)40号線

市道(荒川贄川)41号線

贄川地内

1/10,000



議案第 3 号

市道の路線変更について

次のとおり市道を路線変更することについて議決を求める。

路線名	旧新別	起 点	重要な 経過地
		終 点	
大田 1 7 0 号線	旧	秩父市小柱字長池 5 9 9 番 1 地先	
		秩父市小柱字長池 6 0 1 番地先	
	新	秩父市小柱字長池 5 9 6 番 5 地先	
		秩父市小柱字長池 6 0 1 番地先	
下吉田 4 3 号線	旧	秩父市下吉田字鍛冶山 6 9 5 4 番 1 地先	
		秩父市下吉田字鍛冶山 6 9 4 0 番地先	
	新	秩父市下吉田字鍛冶山 6 9 5 4 番 1 地先	
		秩父市下吉田字芦田 7 2 1 8 番地先	
荒川幹線 1 2 0 号線	旧	秩父市荒川贅川字上郷 6 4 4 番 1 地先	
		秩父市荒川贅川字下反 3 6 3 番地先	
	新	秩父市荒川贅川字上郷 6 4 4 番 1 地先	
		秩父市荒川贅川字姥原 2 9 8 番 6 地先	
荒川贅川 1 号線	旧	秩父市荒川贅川字中島 1 0 3 番 1 地先	
		秩父市荒川贅川字中島 1 4 0 番 1 地先	
	新	秩父市荒川贅川字本原 9 6 番 1 地先	
		秩父市荒川贅川字中島 1 4 0 番 1 地先	

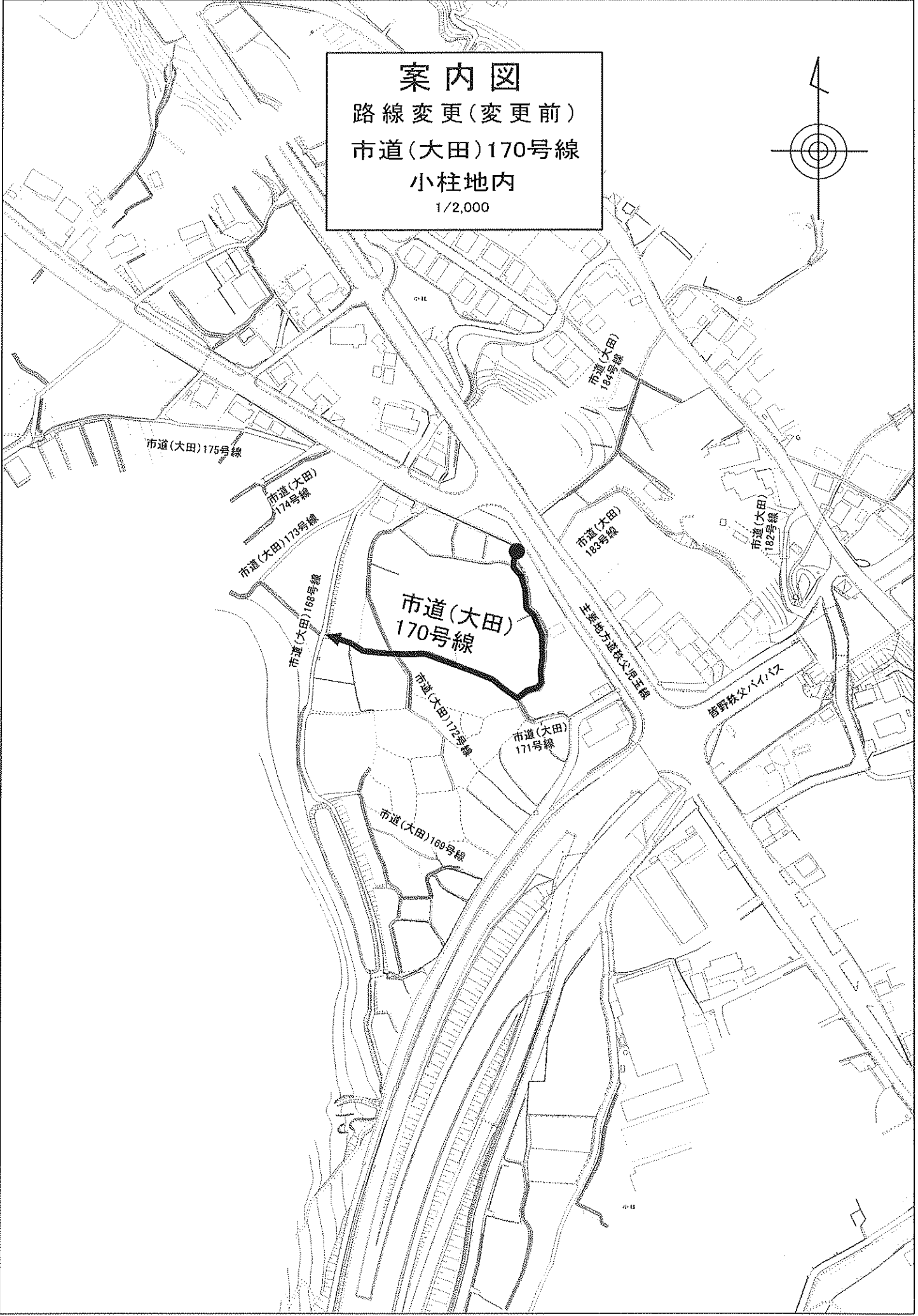
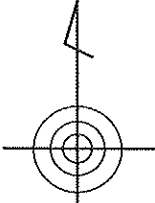
平成 2 8 年 2 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

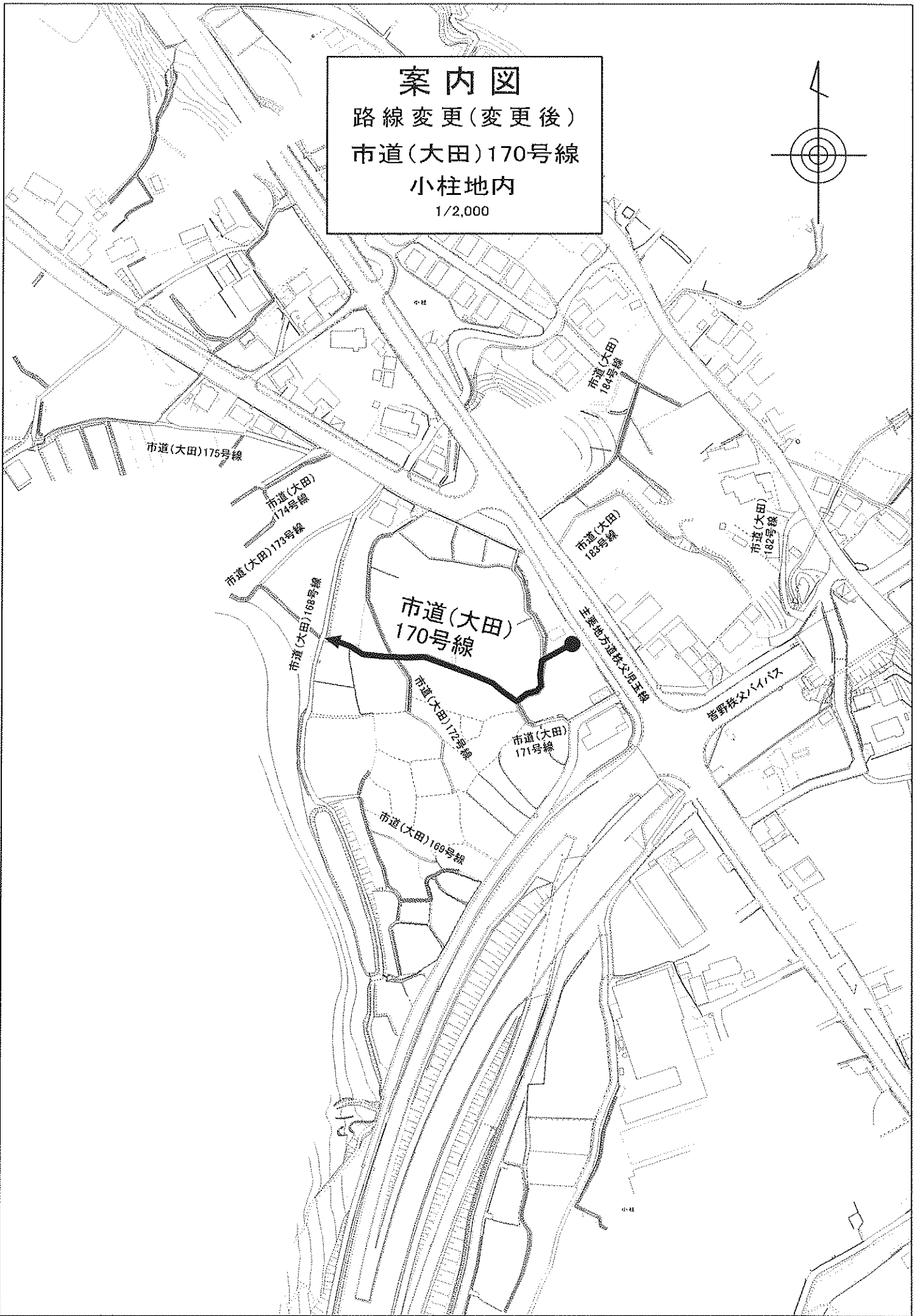
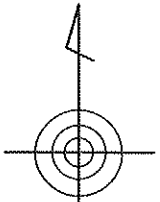
提案理由

路線を変更して管理したいため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により提出する。

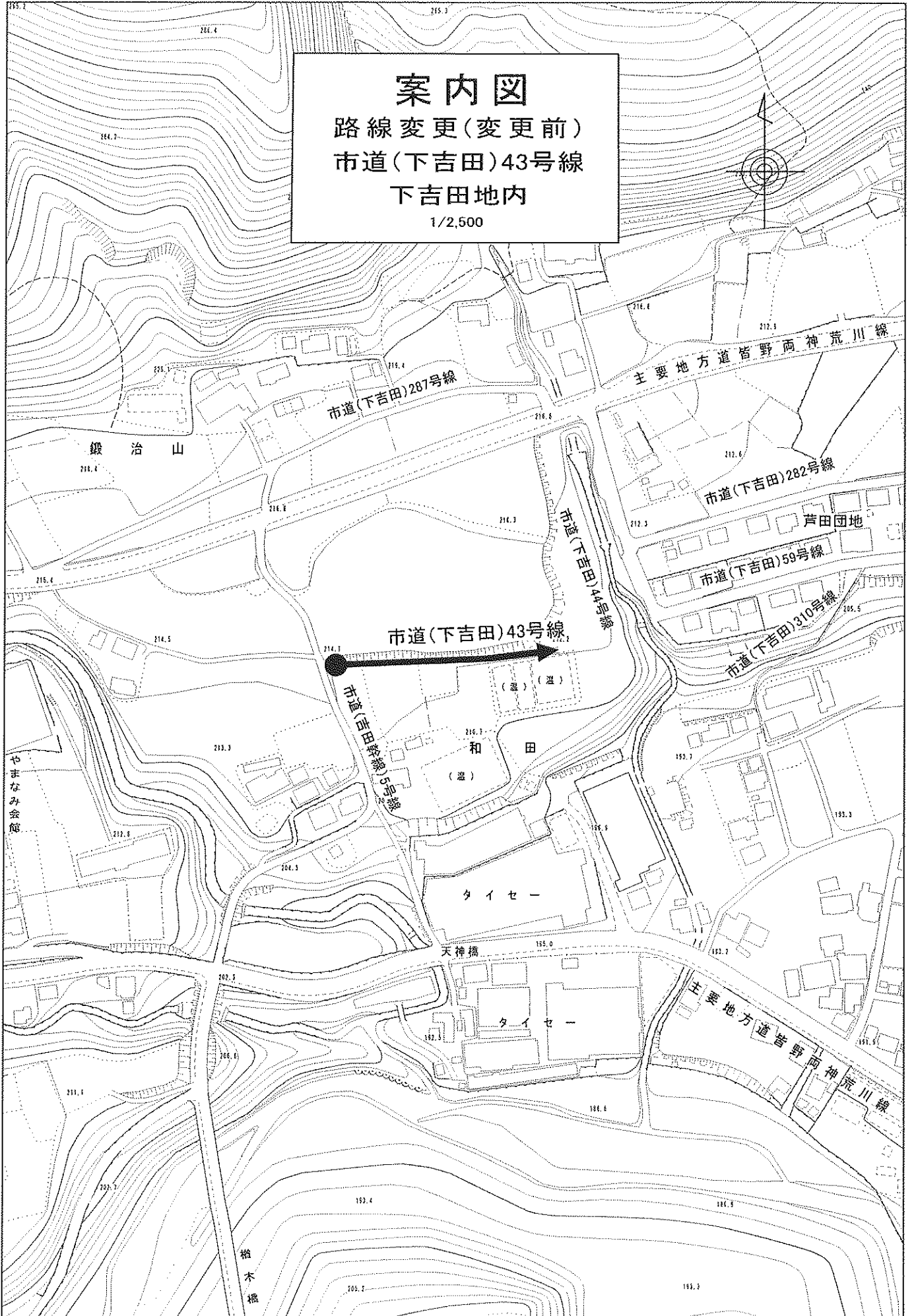
案内図
路線変更(変更前)
市道(大田)170号線
小柱地内
1/2,000



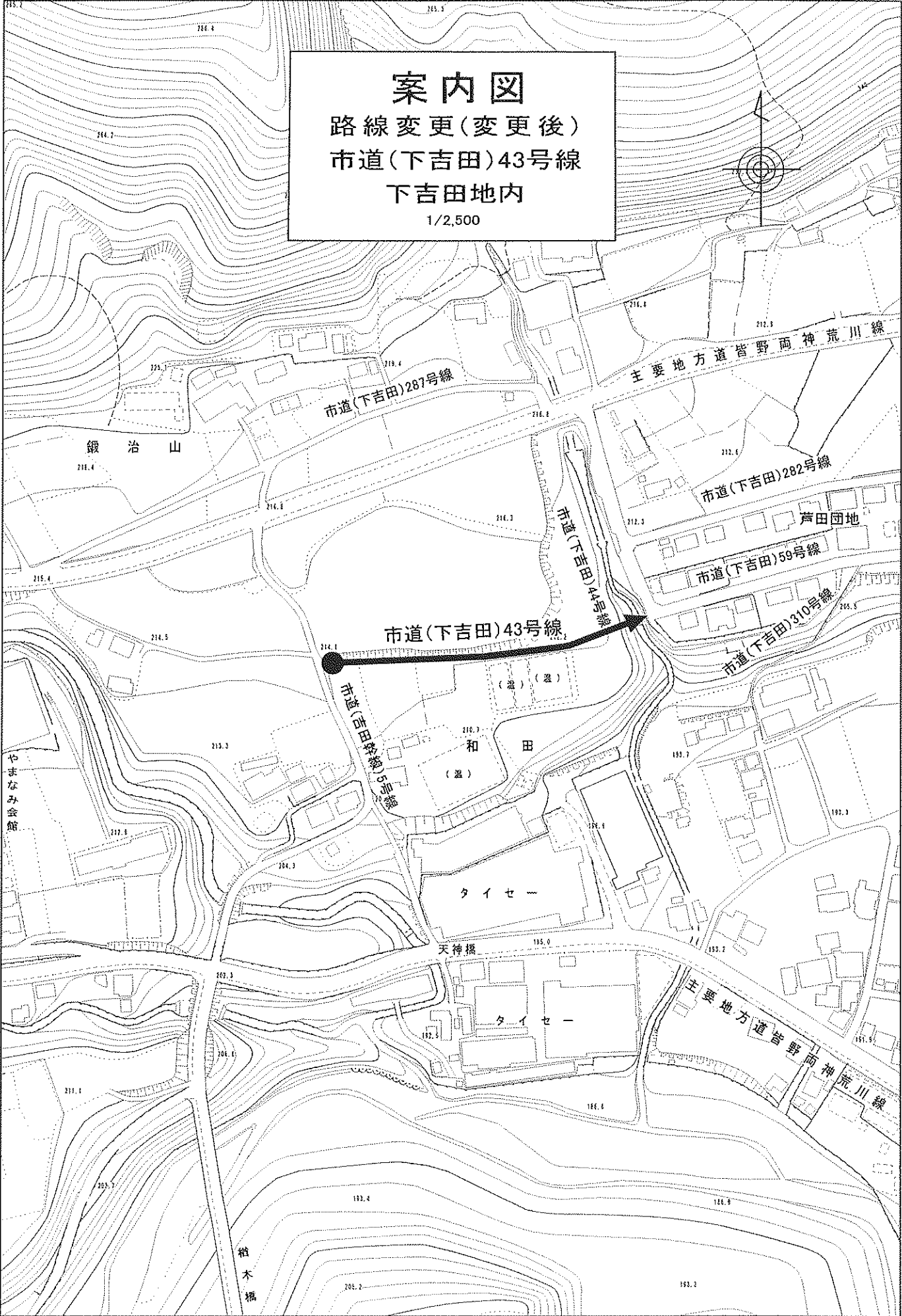
案内図
路線変更(変更後)
市道(大田)170号線
小柱地内
1/2,000



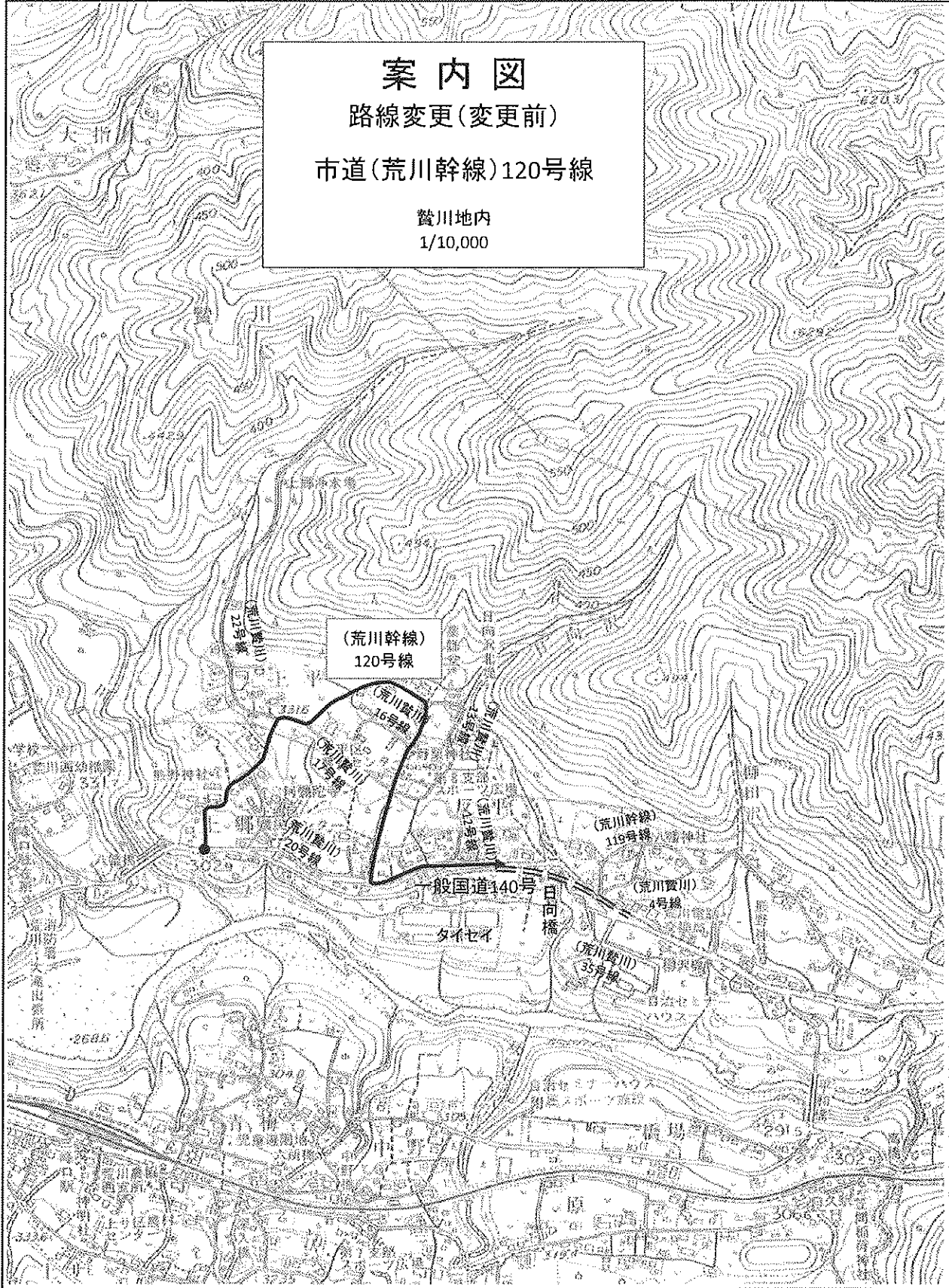
案内図
 路線変更(変更前)
 市道(下吉田)43号線
 下吉田地内
 1/2,500



案内図
 路線変更(変更後)
 市道(下吉田)43号線
 下吉田地内
 1/2,500

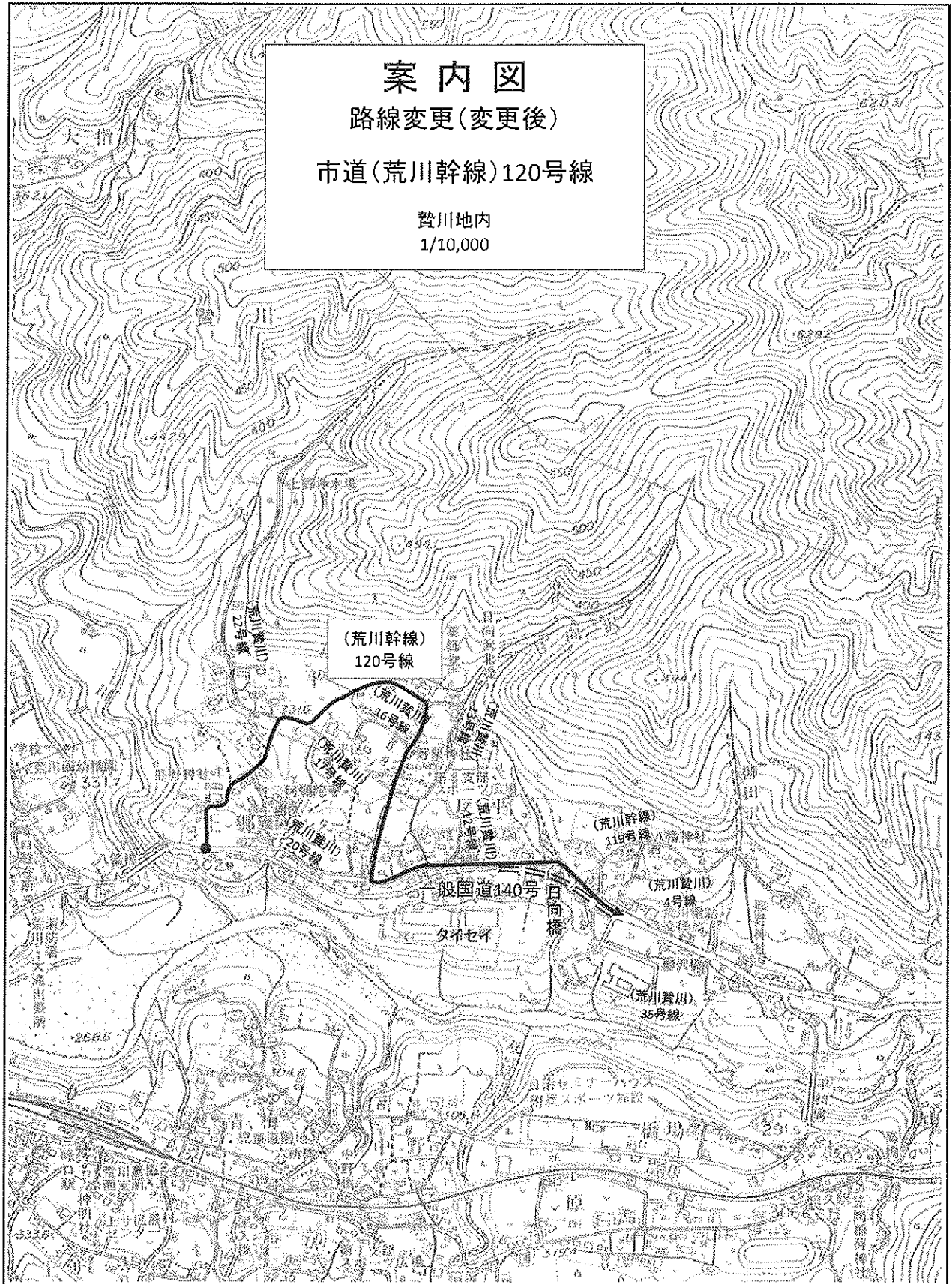


案内図
路線変更(変更前)
市道(荒川幹線)120号線
鷺川地内
1/10,000

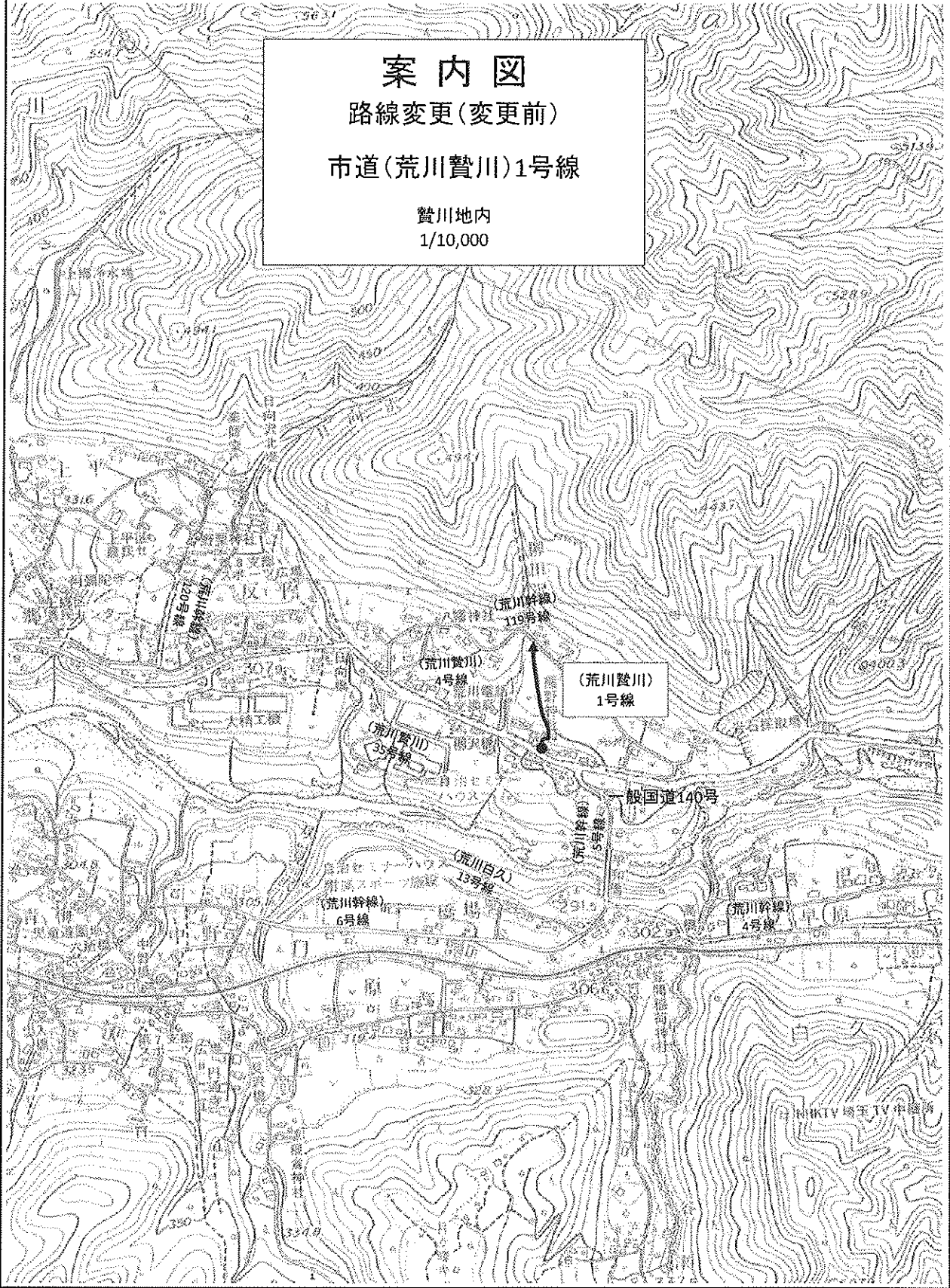


案内図
路線変更(変更後)
市道(荒川幹線)120号線

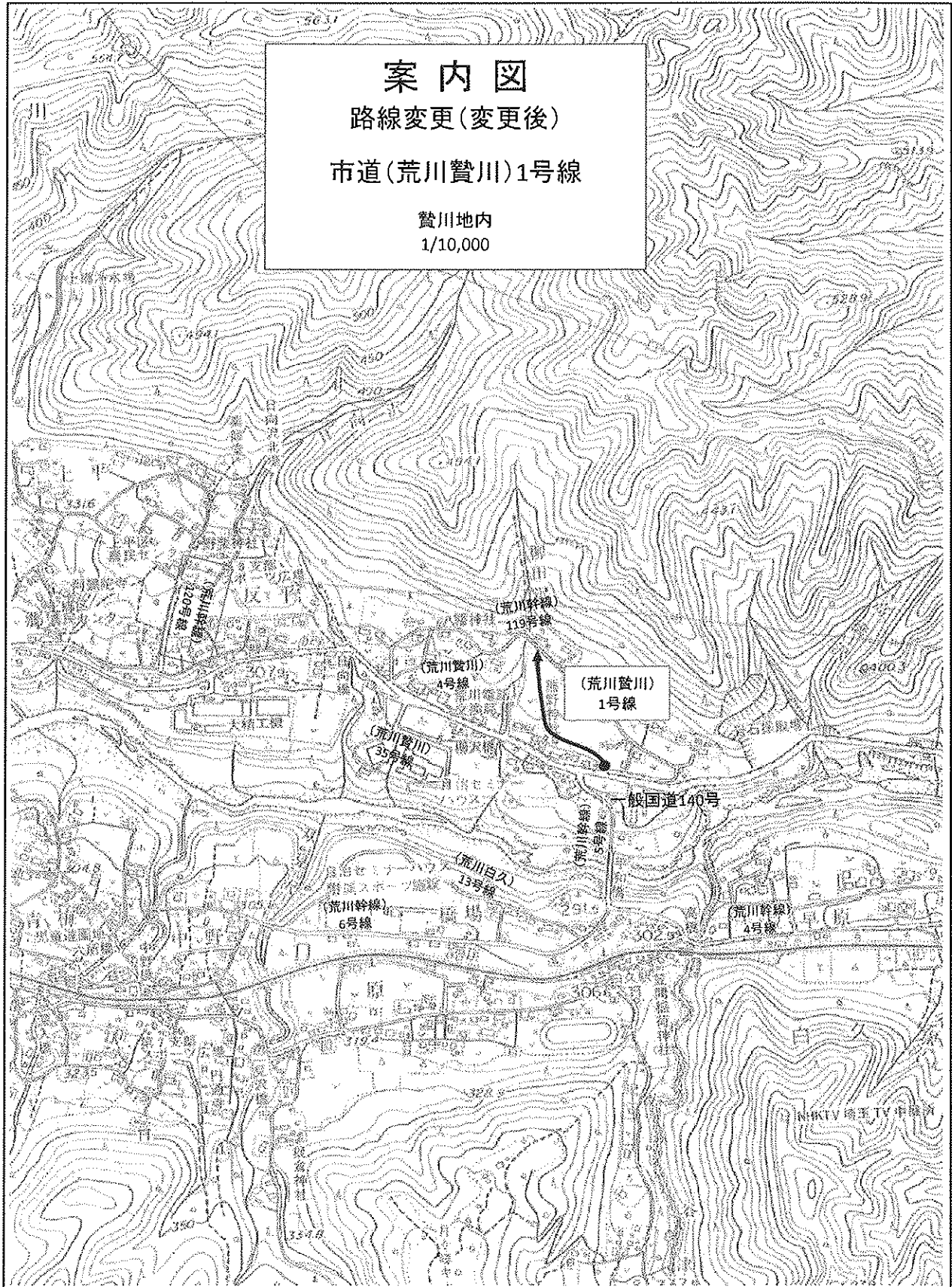
贅川地内
1/10,000



案内図
路線変更(変更前)
市道(荒川贅川)1号線
贅川地内
1/10,000



案内図
路線変更(変更後)
市道(荒川贄川)1号線
贄川地内
1/10,000



議案第4号

市道の廃止について

次のとおり市道を廃止することについて議決を求める。

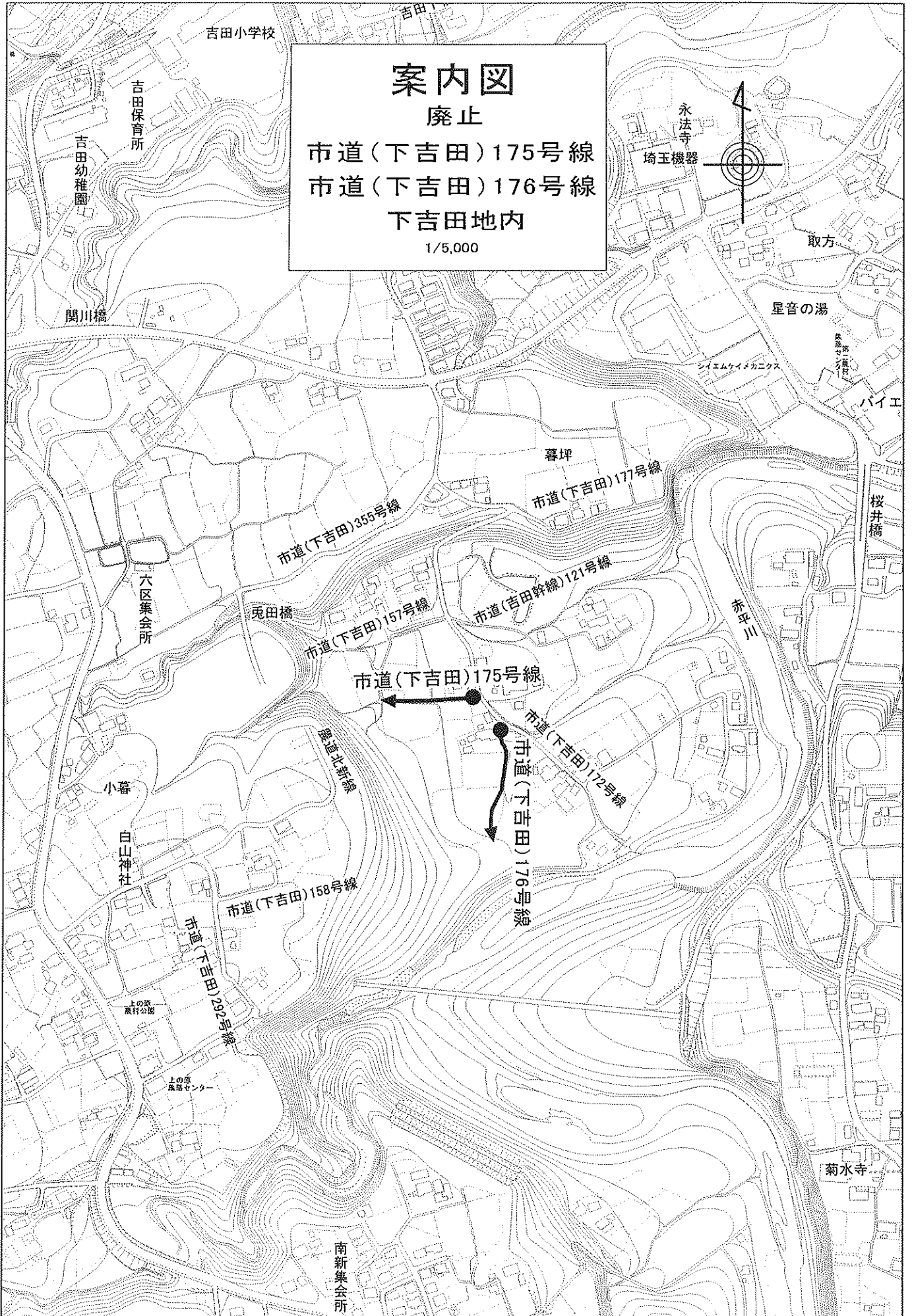
路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
下吉田175号線	秩父市下吉田字暮坪 3084番2地先	
	秩父市下吉田字暮坪 3091番地先	
下吉田176号線	秩父市下吉田字暮坪 2895番地先	
	秩父市下吉田字暮坪 2864番地先	

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

市道を廃止したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により提出する。



議案第 5 号

第 2 次秩父市総合振興計画基本構想の策定について

第 2 次秩父市総合振興計画基本構想を別冊のとおり策定したいので、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成 21 年秩父市条例第 17 号）第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

本市の実施する施策の基本方針を示した基本構想を策定し、総合的かつ計画的な行政運営を図りたいため。

議案第 6 号

秩父市過疎地域自立促進計画の策定について

秩父市過疎地域自立促進計画を別冊のとおり策定したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市過疎地域自立促進計画の期間が満了したことから新たに計画（平成 28 年度から平成 32 年度まで）を策定し、過疎地域の振興を図りたいため。

議案第7号

指定管理者の指定について（秩父市みどりの村関連施設）

秩父市みどりの村関連施設の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求めらる。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市上吉田2070番地
- (2) 名称 秩父市みどりの村関連施設

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市下吉田3272番地1
- (2) 名称 特定非営利活動法人 やまなみ
- (3) 代表者 理事長 強矢 好光

3 指定する期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

施設管理運営の良好な実績を踏まえ、関連施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービス向上を図ることを目的とし、特定非営利活動法人 やまなみを指定管理者に指定したいため。

議案第 8 号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 28 年 4 月 1 日から埼玉県市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させ、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成 18 年指令市第 745 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 第 4 条第 1 号に掲げる事務の項中「皆野・長瀬上下水道組合」を「皆野・長瀬下水道組合」に、「埼玉東部消防組合」を「埼玉東部消防組合 草加八潮消防組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

平成 28 年 4 月 1 日から埼玉県市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること及び皆野・長瀬上下水道組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により提出する。

議案第9号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(秩父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 秩父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年秩父市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「任免」を「任用」に改め、同条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第4条の見出し中「報告」の次に「の時期」を加える。

(秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年秩父市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第12条第1項第3号中「若しくは公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を「、沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第14条第2項第4号中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

(秩父市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 秩父市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年秩父市条例第44号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 秩父市一般職職員の給与に関する条例(平成17年秩父市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に、「前項に規定する」を「給料表に定める職務の」に改め、同項を同条第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

(等級別基準職務表)

第3条の2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第11条の2第2項中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第3条の2関係）

ア 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
8級	部長、市長室長、参事、総合支所長、病院事務局長、会計管理者、教育委員会事務局長又は議会事務局長の職務
7級	部次長、市長室次長、副参事、専門員、技監、副支所長、病院事務局次長、教育委員会事務局次長、議会事務局次長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長又は農業委員会事務局長の職務
6級	課長、所長、管理幹、館長、大滝国民健康保険診療所事務局長、副所長又は主席主幹の職務
5級	主幹又は保育所長の職務
4級	主査の職務
3級	参与、主任、主任技師、主任保育士、主任司書、主任教諭又は主任学芸員の職務
2級	1 主事又は技師の職務 2 知識又は経験を必要とする保育士、司書、教諭又は学芸員の職務
1級	主事補、技師補、保育士、司書、教諭又は学芸員の職務

イ 医療職給料表（1）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
3級	病院長又は副病院長の職務
2級	科部長、大滝国民健康保険診療所長又は医長の職務
1級	医師の職務

ウ 医療職給料表（2）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
5級	科長又は主席主幹の職務

4級	薬剤師長、技師長、技士長、士長、主幹又は主査の職務
3級	参与、主任薬剤師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任歯科衛生士又は主任診療情報管理士の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 技術又は経験を必要とする栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は歯科衛生士の職務 3 経験を必要とする診療情報管理士の職務
1級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士又は診療情報管理士の職務

エ 医療職給料表（3）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
5級	副病院長、看護部長、副看護部長、看護師長、助産師長、所長、副所長又は主席主幹の職務
4級	副看護師長、副助産師長、主幹又は主査の職務
3級	参与、主任看護師、主任保健師又は主任助産師の職務
2級	1 経験を必要とする看護師の職務 2 保健師又は助産師の職務
1級	看護師の職務

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行に伴い、等級別基準職務表を規定するほか、関係条例について所要の改正を行いたいため。

議案第10号

秩父市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者への届出)

第2条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を規定したいため。

議案第 11 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(秩父市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 秩父市情報公開条例（平成 17 年秩父市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 15 条第 1 項中「第 20 条」を「第 20 条第 4 項」に改め、「、規則で定めるところにより」を削り、同条第 3 項中「第 19 条及び」を削る。

「第 3 章 不服申立て」を「第 3 章 審査請求」に改める。

第 19 条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 19 条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

第 20 条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「諮問した」を「諮問をした」に改め、同条第 1 号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第 2 号において同じ。）」に改め、同条第 2 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 3 号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第 4 項とし、同条に第 1 項から第 3 項までとして次の 3 項を加える。

公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、秩父市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第 1 項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、当該諮問に対する答申を受けたときは、それを尊重し、速やかに審査請求に対する裁決をしなければならない。

第 21 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外

の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に、「決定（）」を「裁決（）」に改める。

（秩父市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 秩父市個人情報保護条例（平成17年秩父市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第23条第1項中「第42条」を「第42条第4項」に改め、同条第3項中「第41条及び」を削る。

「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求」に改める。

第41条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第41条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第42条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂

正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、当該諮問に対する答申を受けたときは、それを尊重し、速やかに審査請求に対する裁決をしなければならない。

第43条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に、「決定（）」を「裁決（）」に改める。

第44条第2項中「により保有個人情報」の次に「が記録されている公文書」を加え、「定める保有個人情報の」を「定める」に改める。

（秩父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第3条 秩父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年秩父市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第4条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年秩父市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成17年秩父市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第16条の5第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（秩父市税条例の一部改正）

第6条 秩父市税条例（平成17年秩父市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（秩父市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部改正）

第7条 秩父市営土地改良事業賦課金徴収条例（平成17年秩父市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の秩父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条第2号の規定は、平成28年度以降の年度における業務の状況の報告について適用し、平成27年度における業務の状況の報告については、なお従前の例による。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の規定の整備を行う必要があるため。

議案第12号

秩父市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第2項の規定に基づき、不服申立てに係る事件ごとに、秩父市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、その委嘱の日から当該委員の委嘱に係る当該事項に関する調査審議が終了する日までとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

(2) その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(政治活動等の制限)

第6条 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長及び副会長)

第7条 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査審議手続の非公開)

第9条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第12条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

行政不服審査法の施行に伴い、同法に規定する第三者機関として秩父市行政不服審査会を設置する必要があるため。

議案第13号

秩父市情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 秩父市情報公開条例（平成17年秩父市条例第10号。以下「公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び秩父市個人情報保護条例（平成17年秩父市条例第11号。以下「保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、秩父市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問実施機関 公開条例第20条第1項又は保護条例第42条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（公開条例第2条第1号又は保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。次条において同じ。）をいう。
- (2) 公文書 公開条例第12条第1項に規定する公開決定等に係る公文書（公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）をいう。
- (3) 保有個人情報 保護条例第20条第1項、第31条第1項又は第39条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(所掌事務)

第3条 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公開条例第20条第1項又は保護条例第42条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 保護条例第3条第4項ただし書若しくは第5項、第4条第2項第8号、第9条第2項第4号又は第12条第2項の規定により実施機関が審査会の意見を聴くこととされている事項について実施機関に意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項について実施機関に意見を述べること。

(組織)

第4条 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間

とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

(2) その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(政治活動等の制限)

第7条 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長及び副会長)

第8条 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の公開又は開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第16条第2項において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第11条 審査会は、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第12条 審査関係人は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

この場合において、審査会が、意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第13条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第10条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第11条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第14条 審査会は、第10条第3項若しくは第4項又は第12条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求め、この場合において、審査会は、第三者の利益を

害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第15条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(諮問に対する答申)

第16条 審査会は、審査請求に係る諮問があった日の翌日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。

2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第17条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第19条 第6条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(秩父市情報公開条例の一部改正)

2 秩父市情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中 「第4章 秩父市情報公開・個人情報保護審査会（第22条—第28条）
第5章 補則（第29条—第35条）」

条) を「第4章 補則（第22条—第27条）」に改める。

第4章を削る。

第5章中第29条を第22条とし、第30条から第34条までを7条ずつ繰り上げ、同章を第4章とする。

第35条を削る。

(秩父市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の秩父市情報公開条例第22条第4項の規定により委嘱された秩父市情報公開・個人情報保護審査会の委員(以下この項において「旧審査会委員」という。)である者は、この条例の施行の日、第5条第1項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審査会委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(秩父市個人情報保護条例の一部改正)

5 秩父市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「秩父市情報公開条例第22条に規定する」を削る。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

行政不服審査法の施行に伴い、秩父市情報公開条例に規定されている秩父市情報公開・個人情報保護審査会について、その調査審議の手續に関する規定を整備するとともに、別条例として規定したいため。

議案第14号

秩父市固定資産評価審査委員会条例

秩父市固定資産評価審査委員会条例（平成17年秩父市条例第29号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 委員長及び書記（第2条・第3条）
- 第3章 審査の申出（第4条・第5条）
- 第4章 審査の手續（第6条—第12条）
- 第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第436条の規定に基づき、秩父市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手續、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 委員長及び書記

（委員長）

第2条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。
- 3 委員長は、この条例及び固定資産評価審査委員会規程の定めるところによってその職務を行う。
- 4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては、委員長のあらかじめ指定する委員が、その職務を行う。
- 5 委員長の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。

（書記）

第3条 委員会に書記を置く。

- 2 書記は、市職員のうちから、市長の同意を得て、委員長が任命する。
- 3 書記は、委員長の指揮を受けて、調書を作成し、及び委員会の庶務を処理する。

第3章 審査の申出

（審査の申出）

第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。

- 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 審査の申出に係る処分の内容
 - (3) 審査の申出の趣旨及び理由
 - (4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨
 - (5) 審査の申出の年月日
- 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。
- 4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。
- 5 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。
- 6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

（審査申出書の受理及び却下）

第5条 委員会は、審査申出書が提出された場合においては、速やかに、その記載事項、提出期限その他の事項について調査をしなければならない。

- 2 委員会は、前項の調査の結果、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、かつ、適法な方式を備えているものである場合においては、これを受理しなければならない。
- 3 委員会は、第1項の調査の結果、審査申出書の記載事項に欠陥がある場合においては、5日以内の期間を定めて、審査申出人にその欠陥を補正させなければならない。
- 4 委員会は、審査申出書を受理した場合においてはその旨を市長に、却下した場合においてはその旨を審査申出人に、それぞれ通知しなければならない。

第4章 審査の手続

（書面審理）

第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通

の弁明書の提出を求めるものとする。

- 2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。
- 3 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。
- 4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第7条 委員会は、法第433条第2項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を審査申出人に通知しなければならない。

- 2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。
- 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 意見の内容
- (3) その他必要な事項

(口頭審理)

第8条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。

- 2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度、口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。
- 3 委員会は、必要があると認める場合においては、関係者相互の対質を求めることができる。
- 4 委員会は、関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し、その請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。
- 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。
 - (1) 提出者の住所及び氏名
 - (2) 提出の年月日
 - (3) 証言すべき事項
- 6 委員会は、口頭審理を終了するに先立って、審査申出人に対して、意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。
- 7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 審理の場所及び年月日
- (3) 出席した関係者の住所及び氏名
- (4) 審理の要領
- (5) その他必要な事項
(実地調査)

第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 調査の場所及び年月日
- (3) 調査の結果
- (4) その他必要な事項
(議事についての調書)

第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 会議の場所及び年月日
- (3) 会議の要領
- (4) その他必要な事項
(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。

(審査の秩序維持)

第12条 委員会は、審査の進行を妨げる者に対し退席を求めることができる。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、固定資産評価審査委員会規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に固定資産評価審査委員会規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

3 第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項及び第4項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出及び平成27年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出であつて申出期間の初日が平成28年4月1日以後であるものについて適用し、平成27年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

(秩父市税条例の一部改正)

4 秩父市税条例(平成17年秩父市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第78条を次のように改める。

(審査委員会の委員の定数)

第78条 審査委員会の委員の定数は、4人とする。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

規程で定めていた審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項について、条例で規定する等、条例の全部を改正したいため。

議案第15号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(秩父市職員定数条例の一部改正)

第1条 秩父市職員定数条例（平成17年秩父市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

(秩父市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 秩父市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年秩父市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する場合を含む。）」を削り、同条第8号中「第29条第1項」を「（昭和26年法律第88号）第35条第1項」に、「耕作者その他の関係人」を「農業者その他の関係者」に改める。

(秩父市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例及び秩父市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区定数条例の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 秩父市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（平成17年秩父市条例第195号）

(2) 秩父市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区定数条例（平成17年秩父市条例第196号）

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行に伴う、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例を廃止するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第16号

秩父市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、秩父市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 農業委員会の委員の定数は、13人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、14人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により農業委員会の委員がなお従前の例により在任する場合においては、第2条の規定は適用しない。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、秩父市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める必要があるため。

議案第17号

秩父市水道事業の広域化に伴う関係条例の整理に関する条例

(秩父市情報公開条例の一部改正)

第1条 秩父市情報公開条例(平成17年秩父市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(公営企業管理者の権限を行う市長を含む。)」を削る。

(秩父市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 秩父市個人情報保護条例(平成17年秩父市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(公営企業管理者の権限を行う市長を含む。)」を削る。

(秩父市行政手続条例の一部改正)

第3条 秩父市行政手続条例(平成17年秩父市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程」を削る。

(秩父市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 秩父市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年秩父市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第4条中「企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び現業職員」を「技能労務職員」に改め、「であって、企業職員以外のもの」を削る。

第5条中「企業職員である職員及び現業職員」を「技能労務職員」に改める。

第7条(見出しを含む。)中「企業職員又は現業職員」を「技能労務職員」に改める。

(秩父市工場誘致条例の一部改正)

第5条 秩父市工場誘致条例(平成17年秩父市条例第216号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「水道分担金相当額奨励金」を「水道加入金額奨励金」に改める。

第6条第2項中「秩父市水道事業給水条例(平成17年秩父市条例第252号。以下「給水条例」という。)第8条第1項による分担金」を「秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例(平成28年秩父広域市町村圏組合条例第 号)第7条第1項に規定する加入金」に、「水道分担金相当額」を「当該加入金の額」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第7条中「前条第4項各号」を「前条第3項各号」に改める。

(秩父市下水道条例の一部改正)

第6条 秩父市下水道条例(平成17年秩父市条例第243号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「秩父市水道事業の設置等に関する条例(平成17年秩父市条例第248号)」を「秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例(平成28年秩父広域市町村圏組合条例第 号)」に改める。

第15条第3項中「市の水道の利用者としてその使用に関し、市水道事業管理者」を「水道水の使用に関し、秩父広域市町村圏組合管理者」に改める。

第17条第2項第1号中「水道の」を「水道水の」に改める。

(秩父市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第7条 秩父市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成21年秩父市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程」を削り、同条第3号中「、公営企業管理者又はこれらに」を「又はこれに」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条から第6条まで及び第9条中「執行機関等」を「執行機関」に改める。

(秩父市水道事業の設置等に関する条例等の廃止)

第8条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 秩父市水道事業の設置等に関する条例(平成17年秩父市条例第248号)
- (2) 秩父市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年秩父市条例第250号)
- (3) 秩父市水道事業給水条例(平成17年秩父市条例第252号)
- (4) 秩父市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年秩父市条例第23号)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市水道事業の広域化に伴い、秩父市水道事業の設置等に関する条例等を廃止するほか、関係条例について所要の改正を行いたいため。

議案第18号

秩父市職員定数条例の一部を改正する条例

秩父市職員定数条例（平成17年秩父市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条第8項」を「第12条第9項」に、「、教育委員会及び公営企業の各機関の事務部局」を「及び教育委員会の事務部局並びに学校その他の教育機関」に改める。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 市長部局の職員（次号及び第3号に掲げる職員を除く。） 566人
- (2) 市立病院の職員 220人
- (3) 大滝国民健康保険診療所の職員 8人
- (4) 議会事務局の職員 9人
- (5) 選挙管理委員会事務局の職員 3人
- (6) 監査事務局の職員 3人
- (7) 公平委員会の職員 1人
- (8) 農業委員会事務局の職員 4人
- (9) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員 89人

第2条第3項及び第4項を削り、同条第2項中「及び併任者」を「、併任者及び休職者」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる職員の定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。

- (1) 地方自治法第252条の17第1項（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により、他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員
- (2) 秩父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年秩父市条例第44号）第2条第1項の規定により公益的法人等に派遣されている職員

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市水道事業の広域化に伴い、水道企業の職員に関する規定について削除するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第19号

秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成17年秩父市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第16条の6第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。

附則第13項中「100分の1.125」を「100分の1.275」に、「100分の75」を「100分の85」改める。

別表第1及び別表第2を別記のように改める。

第2条 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の6第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第13項中「100分の1.275」を「100分の1.2」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は平成27年4月1日から、改正後の条例第16条の6第2項及び附則第13項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の秩父市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（秩父市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年秩父市条例第3号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第4項から第6項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

平成28年2月26日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給料及び勤勉手当について改定を行いたいため。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	183,200	219,600	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	185,000	221,500	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	186,800	223,200	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	188,600	224,800	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	190,200	226,400	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	192,000	228,000	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	193,800	229,500	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	195,600	231,100	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	197,200	232,600	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	199,000	234,300	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	200,800	235,800	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	202,600	237,400	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	204,300	238,900	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	206,100	240,400	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	207,900	242,000	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	209,700	243,500	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	211,100	245,000	292,200	321,400	351,000	400,000	440,200
	18	161,700	212,900	246,500	294,200	323,400	353,000	402,000	442,400
	19	163,200	214,600	247,900	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	216,400	249,300	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	218,100	250,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	219,800	252,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	221,400	254,300	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	223,000	256,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	224,500	257,800	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	226,200	259,600	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	227,800	261,400	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	229,400	263,100	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	230,800	265,100	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	232,300	267,000	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	233,800	268,800	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
	32	188,600	235,100	270,700	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
	33	190,200	236,400	272,400	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
	34	191,700	237,600	274,300	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
	35	193,200	238,700	276,200	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
	36	194,700	239,900	278,000	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
	37	196,000	241,200	279,700	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
	38	197,300	242,500	281,600	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
	39	198,600	243,700	283,400	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
	40	199,900	245,000	285,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
	41	201,200	246,000	287,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
	42	202,500	247,400	288,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
	43	203,800	248,900	290,500	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
	44	205,100	250,400	292,300	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
	45	206,300	251,800	294,000	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
	46	207,600	253,200	295,700	348,400	369,100	396,300	437,800	467,800
	47	208,900	254,600	297,400	349,900	370,000	397,000	438,200	468,200
	48	210,200	256,000	299,000	351,400	370,900	397,700	438,900	468,600
	49	211,300	257,200	300,700	353,000	371,800	398,300	439,400	469,000
	50	212,400	258,500	302,400	353,800	372,600	398,900	439,800	469,400
	51	213,400	259,900	304,000	355,000	373,400	399,400	440,200	470,000
	52	214,500	261,300	305,700	356,000	374,200	399,800	440,600	470,600
	53	215,600	262,600	306,900	356,900	374,900	400,200	441,000	471,200
	54	216,600	263,700	308,400	358,000	375,600	400,500	441,400	471,800
	55	217,500	265,000	309,900	358,900	376,300	400,800	441,800	472,400
	56	218,500	266,300	311,500	360,000	377,000	401,100	442,100	473,000
	57	219,200	267,400	313,100	360,900	377,500	401,400	442,400	473,600
	58	220,100	268,500	314,700	361,600	378,100	401,700	442,800	474,200
	59	221,000	269,800	316,300	362,300	378,700	402,000	443,100	474,800
	60	221,900	271,100	317,800	363,000	379,400	402,300	443,400	475,400
	61	222,600	272,200	319,300	363,400	379,800	402,600	443,700	476,000
	62	223,600	273,200	320,500	364,000	380,500	402,900	444,000	476,600
	63	224,500	274,300	321,700	364,700	381,100	403,200	444,300	477,200
	64	225,400	275,400	322,900	365,400	381,700	403,500	444,600	477,800
再任職 用職員 外の 職員	65	226,100	276,600	323,600	365,700	382,100	403,800	444,900	478,400
	66	227,000	277,600	324,500	366,400	382,700	404,100	445,200	479,000
	67	227,900	278,500	325,300	367,100	383,300	404,400	445,500	479,600
	68	229,000	279,500	326,100	367,800	383,900	404,700	445,800	480,200

69	229,800	280,300	327,000	368,100	384,300	404,900		
70	230,500	281,200	327,400	368,700	384,800	405,200		
71	231,200	281,900	328,100	369,400	385,300	405,500		
72	232,000	282,800	328,900	370,000	385,900	405,800		
73	232,800	283,800	329,700	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	284,600	330,400	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	285,400	331,100	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	286,200	331,800	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	287,000	332,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	287,500	332,900	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	287,900	333,400	373,700	388,300	407,600		
80	238,000	288,400	334,000	374,200	388,600	407,800		
81	238,700	288,500	334,300	374,700	388,800	408,000		
82	239,400	288,900	334,800	375,300	389,100	408,300		
83	240,100	289,100	335,200	375,800	389,400	408,600		
84	240,800	289,500	335,700	376,100	389,600	408,800		
85	241,500	289,700	336,100	376,500	389,800	409,000		
86	242,200	289,900	336,600	377,000	390,100			
87	242,900	290,300	337,100	377,400	390,400			
88	243,600	290,600	337,600	377,800	390,600			
89	244,300	290,900	337,900	378,200	390,800			
90	244,800	291,200	338,300	378,700	391,100			
91	245,300	291,500	338,800	379,100	391,400			
92	245,800	291,900	339,200	379,500	391,600			
93	246,100	292,200	339,500	379,800	391,800			
94		292,600	339,900					
95		292,900	340,400					
96		293,300	340,800					
97		293,400	341,000					
98		293,600	341,400					
99		294,000	341,900					
100		294,400	342,300					
101		294,600	342,400					
102		294,900	342,900					
103		295,300	343,300					
104		295,700	343,600					
105		295,900	343,900					
106		296,200	344,300					
107		296,600	344,700					
108		296,900	345,100					
109		297,100	345,600					
110		297,400	346,000					
111		297,800	346,400					
112		298,100	346,800					
113		298,300	347,300					
114		298,700	347,700					
115		299,100	348,000					
116		299,400	348,300					
117		299,500	348,800					
118		299,800						
119		300,100						
120		300,500						
121		300,700						
122		300,900						
123		301,200						
124		301,500						
125		301,900						
126		302,100						
127		302,400						
128		302,700						
129		303,000						
再任用職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	278,300	442,500	565,300
	2	281,200	444,800	568,400
	3	284,100	447,100	571,500
	4	287,000	449,400	574,600
	5	289,900	451,700	577,500
	6	292,800	454,000	579,900
	7	295,700	456,300	582,300
	8	298,600	458,600	584,700
	9	301,500	460,900	586,900
	10	304,400	463,200	588,400
	11	307,300	465,500	589,900
	12	310,200	467,800	591,400
	13	313,100	470,100	592,900
	14	316,000	472,400	594,000
	15	318,900	474,600	595,100
	16	321,800	476,900	596,000
	17	324,700	479,200	597,200
	18	327,600	481,400	598,200
	19	330,500	483,600	599,200
	20	333,400	485,800	600,200
	21	336,300	487,800	601,200
	22	339,200	489,900	602,200
	23	342,100	492,000	603,200
	24	345,000	494,100	604,200
	25	347,900	496,200	605,200
	26	350,800	498,300	606,200
	27	353,700	500,400	607,200
	28	356,600	502,500	608,200
	29	359,500	504,600	609,200
	30	362,400	506,600	610,200
	31	365,300	508,600	611,200
	32	368,200	510,600	612,200
	33	371,100	512,400	613,200
	34	374,000	514,200	614,200
	35	376,900	516,100	615,200
	36	379,800	518,000	616,200
	37	382,700	519,700	617,200
	38	385,600	521,500	618,200
	39	388,500	523,300	619,200
	40	391,400	525,100	620,200

41	394,300	527,000	621,200
42	397,200	528,800	622,200
43	400,100	530,600	623,200
44	403,000	532,400	624,200
45	405,700	534,000	625,200
46	408,400	535,800	626,200
47	411,200	537,500	627,200
48	414,000	539,300	628,200
49	416,600	540,900	629,200
50	419,300	542,500	630,200
51	422,000	543,900	631,200
52	424,700	545,500	632,200
53	427,200	547,000	633,200
54	429,700	548,400	634,200
55	432,100	549,800	635,200
56	434,600	551,100	636,200
57	436,800	552,300	637,200
58	439,200	553,300	638,200
59	441,600	554,300	639,200
60	444,000	555,300	640,200
61	446,000	556,300	641,200
62	448,400	557,200	642,200
63	450,800	558,100	643,200
64	453,100	559,000	644,200
65	455,300	559,800	645,200
66	457,600	560,700	646,200
67	459,800	561,600	647,200
68	462,100	562,500	648,200
69	464,300	563,400	649,200
70	466,600	564,300	650,200
71	468,900	565,200	651,200
72	471,100	565,900	652,200
73	473,100	566,800	653,200
74	475,200	567,700	654,200
75	477,300	568,600	655,200
76	479,400	569,500	656,200
77	481,500	570,400	657,200
78	483,300	571,300	658,200
79	485,100	572,200	659,200
80	486,900	573,100	660,200
81	488,600	574,000	661,200
82	490,400	574,900	662,200
83	492,200	575,800	663,200
84	494,000	576,700	664,200
85	495,600	577,600	665,200
86	497,300	578,500	666,200
87	499,100	579,400	667,200
88	500,900	580,300	668,200

	89	502,500	581,200	669,200
	90	503,800	582,100	670,200
	91	505,100	583,000	671,200
	92	506,400	583,900	672,200
	93	507,700	584,800	673,200
	94	509,000	585,700	674,200
	95	510,300	586,600	675,200
	96	511,600	587,500	676,200
	97	512,600	588,400	677,200
	98	513,400	589,300	678,200
	99	514,200	590,200	679,200
	100	515,000	591,100	680,200
	101	515,900	592,000	681,200
	102	516,700	592,900	682,200
	103	517,600	593,800	683,200
	104	518,400	594,700	684,200
	105	519,300	595,600	685,200
	106	520,200	596,500	686,200
	107	520,900	597,400	687,200
	108	521,800	598,300	688,200
	109	522,700	599,200	689,200
	110	523,500	600,100	690,200
	111	524,400	601,000	691,200
	112	525,300	601,900	692,200
	113	526,100	602,800	693,200
	114	527,000	603,700	694,200
	115	527,900	604,600	695,200
	116	528,600	605,500	696,200
	117	529,400	606,400	697,200
	118	530,300	607,300	698,200
	119	531,200	608,200	699,200
	120	532,100	609,100	700,200
	121	532,900	610,000	701,200
	122	533,800	610,900	702,200
	123	534,700	611,800	703,200
	124	535,600	612,700	704,200
	125	536,400	613,600	705,200
	126	537,300	614,500	706,200
	127	538,200	615,400	707,200
	128	539,100	616,300	708,200
	129	539,900	617,200	709,200
	130		618,100	
	131		619,000	
	132		619,900	
	133		620,800	
	134		621,700	
	135		622,600	

再任
用職
員以
外の
職員

136	623,500
137	624,400
138	625,300
139	626,200
140	627,100
141	628,000
142	628,900
143	629,800
144	630,700
145	631,600
146	632,500
147	633,400
148	634,300
149	635,200
150	636,100
151	637,000
152	637,900
153	638,800
154	639,700
155	640,600
156	641,500
157	642,400
158	643,300
159	644,200
160	645,100
161	646,000
162	646,900
163	647,800
164	648,700
165	649,600
166	650,500
167	651,400
168	652,300
169	653,200
170	654,100
171	655,000
172	655,900
173	656,800
174	657,700
175	658,600
176	659,500
177	660,400
178	661,300
179	662,200
180	663,100
181	664,000
182	664,900

183			665,800	
184			666,700	
185			667,600	
186			668,500	
187			669,400	
188			670,300	
189			671,200	
190			672,100	
191			673,000	
192			673,900	
193			674,800	
194			675,700	
195			676,600	
196			677,500	
197			678,400	
198			679,300	
199			680,200	
200			681,100	
201			682,000	
202			682,900	
203			683,800	
204			684,700	
205			685,600	
206			686,500	
207			687,400	
208			688,300	
209			689,200	
210			690,100	
211			691,000	
212			691,900	
213			692,800	
214			693,700	
215			694,600	
216			695,500	
217			696,400	
再任用職員		391,800	464,800	564,700

備考 この表は、病院等に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,300	192,600	244,400	277,100	324,900
	2	158,900	194,200	245,800	279,100	326,900
	3	160,500	195,800	247,000	281,300	329,100
	4	162,100	197,400	248,400	283,500	331,300
	5	163,700	199,000	249,600	285,700	333,300
	6	165,300	200,600	250,800	287,800	335,500
	7	166,900	202,200	252,000	289,900	337,600
	8	168,500	203,800	253,300	292,100	339,800
	9	170,100	205,400	254,600	294,100	341,800
	10	171,700	207,000	255,600	296,300	343,900
	11	173,300	208,600	256,700	298,400	346,100
	12	174,900	210,200	257,700	300,600	348,200
	13	176,500	211,800	259,000	302,800	349,900
	14	178,100	213,400	260,600	304,800	351,900
	15	179,700	215,000	262,200	306,900	353,800
	16	181,300	216,600	263,700	308,900	355,800
	17	182,900	218,200	265,300	311,100	357,700
	18	184,500	219,800	267,100	313,100	359,700
	19	186,100	221,400	268,900	315,200	361,700
	20	187,700	223,000	270,800	317,300	363,700
	21	189,200	224,400	272,600	319,200	365,500
	22	190,800	226,000	274,400	321,200	367,500
	23	192,400	227,500	276,200	323,100	369,600
	24	193,900	229,100	278,000	325,100	371,700
	25	195,500	230,400	279,800	327,100	373,100
	26	197,200	231,900	281,700	329,000	374,900
	27	198,800	233,300	283,600	331,000	376,700
	28	200,500	234,600	285,400	333,000	378,400
	29	202,100	236,300	287,400	334,600	380,200
	30	203,700	237,700	289,300	336,400	381,700
	31	205,300	238,900	291,100	338,100	383,300
	32	206,900	240,300	293,000	339,900	385,000
	33	208,400	241,500	294,800	341,600	386,300
	34	210,000	242,700	296,500	343,400	387,600
	35	211,700	243,900	298,300	345,300	388,900
	36	213,400	245,200	300,100	347,100	390,100
	37	214,700	246,600	301,600	348,900	391,200
	38	216,200	247,600	303,300	350,600	392,400
	39	217,600	248,700	305,000	352,200	393,500
	40	219,100	249,800	306,600	353,900	394,600
	41	220,500	251,000	308,400	355,100	395,400
	42	221,900	252,500	310,100	356,200	396,200
	43	223,200	253,900	311,700	357,400	397,000
	44	224,500	255,400	313,400	358,600	397,800
	45	225,900	256,900	314,600	359,800	398,200
	46	227,300	258,600	316,000	360,600	398,800
	47	228,800	260,300	317,500	361,800	399,300
	48	230,200	262,000	319,100	362,900	399,700

	49	231,600	263,500	320,500	363,900	400,100
	50	232,900	265,300	321,800	364,900	400,400
	51	234,000	267,000	323,000	365,900	400,700
	52	235,300	268,800	324,300	366,900	401,000
	53	236,700	270,300	325,400	367,700	401,300
	54	238,000	272,000	326,400	368,500	401,600
	55	239,200	273,700	327,500	369,400	401,900
	56	240,500	275,400	328,500	370,300	402,200
	57	241,800	277,100	329,000	370,800	402,500
	58	243,100	278,700	329,900	371,600	402,800
	59	244,300	280,400	330,700	372,400	403,100
	60	245,400	282,100	331,600	373,200	403,500
	61	246,600	283,700	332,400	373,600	403,700
	62	248,000	285,400	332,700	374,300	404,000
再任 用職 員以 外の 職員	63	249,500	287,100	333,300	375,000	404,300
	64	251,000	288,700	334,000	375,700	404,600
	65	252,600	290,100	334,600	376,100	404,800
	66	254,000	291,700	335,300	376,700	
	67	255,400	293,200	336,000	377,400	
	68	256,800	294,800	336,700	378,000	
	69	257,900	296,200	337,400	378,400	
	70	259,300	297,700	337,900	378,900	
	71	260,700	299,100	338,500	379,400	
	72	262,100	300,600	339,100	379,900	
	73	263,100	301,900	339,400	380,500	
	74	264,400	303,100	340,000	381,000	
	75	265,700	304,300	340,500	381,600	
	76	267,000	305,700	341,100	382,200	
	77	268,000	307,000	341,600	382,700	
	78	269,200	308,200	342,100	383,200	
	79	270,500	309,500	342,600	383,700	
	80	271,800	310,700	343,000	384,200	
	81	272,800	312,100	343,300	384,500	
	82	273,900	312,900	343,600	385,000	
	83	275,000	313,700	344,000	385,400	
	84	276,100	314,500	344,300	385,800	
	85	277,200	315,100	344,800	386,200	
	86	278,200	315,800	345,100		
	87	279,300	316,500	345,400		
	88	280,400	317,100	345,700		
	89	281,300	317,800	346,100		
	90	282,000	318,000	346,400		
	91	282,500	318,600	346,800		
	92	283,300	319,200	347,100		
	93	284,100	319,800	347,500		
	94	284,700	320,300	347,800		
	95	285,300	320,800	348,100		
	96	285,900	321,300	348,400		
	97	286,600	321,900	348,700		
	98	287,100	322,400	349,100		
	99	287,500	322,800	349,500		
	100	287,900	323,300	349,900		

101	288,100	323,800	350,400		
102	288,300	324,200	350,800		
103	288,500	324,400	351,200		
104	288,700	324,800	351,600		
105	289,100	325,200	352,100		
106	289,300	325,600			
107	289,500	326,000			
108	289,700	326,400			
109	290,100	326,700			
110	290,300	326,900			
111	290,500	327,300			
112	290,800	327,600			
113	291,200	327,800			
114	291,500	328,100			
115	291,700	328,400			
116	292,000	328,700			
117	292,300	328,900			
118	292,500	329,200			
119	292,700	329,600			
120	293,000	329,800			
121	293,300	329,900			
122		330,200			
123		330,600			
124		330,800			
125		331,000			
126		331,400			
127		331,800			
128		332,200			
129		332,400			
再任用職員	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療X線技師、臨床検査技師、療法士等に適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,700	191,100	253,300	275,400	328,200
	2	162,800	192,900	254,300	277,300	330,300
	3	164,900	194,700	255,300	279,200	332,400
	4	167,000	196,500	256,300	281,100	334,600
	5	169,100	198,300	257,300	283,000	336,800
	6	171,200	200,100	258,300	284,800	338,900
	7	173,300	201,900	259,200	286,700	341,100
	8	175,400	203,700	260,300	288,700	343,200
	9	177,500	205,500	261,200	290,500	344,900
	10	179,600	207,300	262,200	292,300	346,900
	11	181,700	209,100	263,000	294,200	348,800
	12	183,800	210,900	264,100	296,100	350,800
	13	185,900	212,700	265,200	298,000	352,800
	14	188,000	214,500	266,000	299,900	354,900
	15	190,100	216,300	267,200	301,700	357,000
	16	192,100	218,100	268,400	303,600	359,000
	17	194,200	219,900	269,700	305,300	361,000
	18	196,500	221,700	271,100	307,000	363,000
	19	198,800	223,500	272,300	308,800	365,100
	20	201,100	225,300	273,800	310,600	367,200
	21	203,500	227,100	275,200	312,500	368,900
	22	204,900	228,900	276,600	314,100	371,000
	23	206,300	230,700	277,900	315,800	373,100
	24	207,700	232,500	279,400	317,500	375,100
	25	209,100	234,300	281,000	319,000	377,100
	26	210,600	236,100	282,600	320,500	378,700
	27	212,100	237,900	284,100	322,100	380,600
	28	213,300	239,700	285,600	323,600	382,500
	29	214,700	241,100	286,900	325,300	384,300
	30	216,200	242,400	288,700	326,700	386,000
	31	217,700	243,600	290,500	328,200	387,900
	32	219,200	244,900	292,200	329,800	389,700
	33	220,600	246,000	293,800	331,200	391,400
	34	222,300	247,100	295,500	332,700	393,100
	35	224,000	248,000	297,100	334,100	394,900
	36	225,700	249,000	298,800	335,600	396,600
	37	227,100	250,300	300,300	337,200	398,200
	38	228,800	251,400	301,800	338,700	399,900
	39	230,500	252,200	303,400	340,300	401,700
	40	232,200	253,200	305,000	341,800	403,500
	41	233,800	254,100	306,500	343,500	405,000
	42	235,200	255,000	307,900	345,100	406,500
	43	236,500	256,000	309,500	346,600	408,000

	44	237,700	257,000	311,100	348,200	409,300
	45	239,000	257,900	312,700	349,400	410,400
	46	240,100	258,900	314,100	350,900	411,500
	47	241,000	259,900	315,500	352,400	412,600
	48	242,100	260,900	317,000	353,800	413,800
	49	243,200	262,100	318,100	355,400	415,100
	50	244,300	263,500	319,500	356,400	416,200
	51	245,200	264,700	320,900	357,900	417,400
	52	246,300	266,100	322,400	359,200	418,500
	53	247,100	267,400	323,500	360,600	419,700
	54	248,000	268,900	324,900	362,000	420,700
	55	248,900	270,500	326,200	363,300	421,800
	56	249,900	272,000	327,500	364,700	422,900
	57	250,800	273,600	328,900	366,200	424,000
	58	251,800	275,100	330,300	367,400	424,500
	59	252,800	276,400	331,700	368,500	425,100
	60	253,800	277,800	333,000	369,700	425,500
	61	254,800	279,400	333,900	370,800	426,100
	62	256,000	280,800	335,200	371,700	426,600
	63	257,200	282,300	336,400	372,700	427,000
	64	258,500	283,700	337,700	373,700	427,500
	65	259,700	285,300	338,800	374,300	428,100
	66	261,200	286,900	339,700	375,100	428,500
	67	262,600	288,400	340,900	375,900	428,800
	68	264,100	290,000	342,200	376,700	429,100
	69	265,700	291,400	343,300	377,400	429,500
	70	267,300	292,800	344,500	378,100	
	71	268,800	294,300	345,700	378,900	
	72	270,400	295,800	346,800	379,600	
	73	271,800	297,100	347,800	380,200	
	74	273,300	298,400	348,800	380,800	
	75	274,800	299,800	349,900	381,500	
	76	276,200	301,200	351,000	382,100	
	77	277,800	302,700	351,800	382,800	
	78	279,300	304,000	352,900	383,300	
	79	280,800	305,400	354,000	383,900	
	80	282,300	306,800	355,100	384,400	
再任 用職 員以 外の 職員	81	283,500	307,900	355,800	384,800	
	82	285,000	309,100	356,600	385,400	
	83	286,500	310,300	357,400	385,900	
	84	287,900	311,700	358,100	386,200	
	85	289,100	312,800	358,700	386,500	
	86	290,500	314,100	359,200	387,000	
	87	291,900	315,400	359,800	387,400	
	88	293,200	316,600	360,300	387,700	
	89	294,700	317,900	360,900	388,000	
	90	296,000	319,200	361,400	388,500	

91	297,200	320,500	362,000	389,000
92	298,500	321,800	362,500	389,400
93	299,300	322,500	362,900	389,700
94	300,500	323,600	363,300	390,100
95	301,600	324,700	363,900	390,600
96	302,800	325,600	364,400	391,000
97	303,900	326,900	364,700	391,400
98	305,100	327,600	365,200	
99	306,300	328,700	365,600	
100	307,400	329,900	365,900	
101	308,700	331,000	366,500	
102	309,900	332,200	367,000	
103	311,100	333,300	367,500	
104	312,300	334,500	368,000	
105	313,100	335,600	368,600	
106	313,800	336,700	369,100	
107	314,500	337,700	369,600	
108	315,100	338,800	370,000	
109	315,800	339,700	370,600	
110	316,100	340,700	371,100	
111	316,700	341,600	371,600	
112	317,400	342,600	372,100	
113	317,800	343,600	372,700	
114	318,400	344,400	373,100	
115	319,000	345,200	373,600	
116	319,600	346,000	374,100	
117	320,000	346,600	374,700	
118	320,500	347,200		
119	321,000	347,900		
120	321,500	348,500		
121	321,900	348,900		
122	322,300	349,300		
123	322,600	349,800		
124	322,900	350,200		
125	323,300	350,700		
126	323,700	351,100		
127	324,100	351,600		
128	324,400	352,000		
129	324,600	352,300		
130	324,900	352,800		
131	325,300	353,200		
132	325,500	353,500		
133	325,700	354,000		
134	326,000	354,500		
135	326,300	355,000		
136	326,600	355,500		
137	326,800	356,000		

138	327,100	356,500			
139	327,500	357,000			
140	327,700	357,400			
141	327,800	357,800			
142	328,100	358,200			
143	328,500	358,700			
144	328,700	359,200			
145	329,000	359,600			
146	329,400	360,100			
147	329,800	360,600			
148	330,200	361,100			
149	330,500	361,400			
150	330,900				
151	331,300				
152	331,700				
153	332,000				
154	332,400				
155	332,700				
156	333,100				
157	333,400				
158	333,800				
159	334,200				
160	334,600				
161	334,900				
162	335,300				
163	335,700				
164	336,100				
165	336,400				
再任用職員	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000

備考 この表は、病院等に勤務する看護師等に適用する。

議案第20号

秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年秩父市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市長等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第21号

秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年秩父市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第 22 号

秩父市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 秩父市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成 17 年秩父市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。)附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)による障害基礎年金(同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第 87 条第 1 項に規定する年金た	0.75

	る保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法	0.88

附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。) 又は国民年金法による寡婦年金	
国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 80
国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 80
国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0. 90

附則第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 73
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0. 86
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0. 88
旧船員保険法による障害年金	0. 75
旧厚生年金保険法による障害年金	0. 75
旧国民年金法による障害年金	0. 89

第 2 条 秩父市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表右欄及び同条第 2 項の表中「0. 86」を「0. 88」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の秩父市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成 27 年

10月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 改正後の条例附則第5条の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 4 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この項において「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は

平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正後の条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 5 適用日から第1条の規定の施行の日の前日までの間において、同条の規定による改正前の秩父市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、改正後の条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。
- 6 第2条の規定による改正後の秩父市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成28年2月26日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

被用者年金制度の一元化に伴い、所要の改正を行いたいため。

議案第23号

秩父市公社等に派遣される職員の災害補償に係る処遇の特例に関する条例の一部を改正する条例

秩父市公社等に派遣される職員の災害補償に係る処遇の特例に関する条例（平成17年秩父市条例第46号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「公社等」を「公益的法人等」に改める。

第2条第1項中「公社等」を「公益的法人等」に、「職員を派遣することが必要であると認められる法人で規則で定めるもの」を「秩父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年秩父市条例第44号）第2条第1項各号に掲げる団体」に改める。

第3条中「、公社等」を「、公益的法人等」に、「公社等（以下「派遣先公社等」という。）」を「公益的法人等」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条を削り、第5条を第4条とする改正規定は、公布の日から施行する。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

被用者年金制度の一元化に伴い、関係規定を削除するほか、所要の改正を行いたため。

議案第24号

秩父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

秩父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年秩父市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1第5号中「会長代理」を「会長職務代理者」に改め、同表中第50号を第52号とし、第43号から第49号までを2号ずつ繰り下げ、第42号を第43号とし、同号の次に次の1号を加える。

44 行政不服審査会委員	会長	日額	7,400円
	委員	〃	6,800円

別表第1中第41号を第42号とし、第6号から第40号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

6 農地利用最適化推進委員	月額	32,000円
---------------	----	---------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市行政不服審査会の設置に伴い同審査会の委員の報酬について定めるとともに、秩父市農業委員会の農地利用最適化推進委員の設置に伴い同委員の報酬について定める必要があるため。

議案第 25 号

秩父市公民館条例及び秩父市公民館利用条例の一部を改正する条例

(秩父市公民館条例の一部改正)

第 1 条 秩父市公民館条例（平成 17 年秩父市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表秩父市浦山公民館の項中「秩父市浦山 2215 番地 3」を「秩父市浦山 1546 番地」に改める。

(秩父市公民館利用条例の一部改正)

第 2 条 秩父市公民館利用条例（平成 17 年秩父市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 利用時間及び使用料の表中「久那公民館
浦山公民館」を「久那公民館」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

利用状況等を勘案し、浦山公民館を秩父市老人福祉センター溪流荘内へ移転することに伴い、位置を変更するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第 26 号

秩父市介護保険条例の一部を改正する条例

秩父市介護保険条例（平成 17 年秩父市条例第 177 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に、「支払日前 7 日」を「支払日」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

介護保険の保険料の減額又は免除の申請期限について、緩和したいため。

議案第27号

秩父市デイサービスセンター条例の一部を改正する等の条例

(秩父市デイサービスセンター条例の一部改正)

第1条 秩父市デイサービスセンター条例(平成27年秩父市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中秩父市中村デイサービスセンターの項を削る。

第3条ただし書中「秩父市中村デイサービスセンター及び」を削る。

第7条第1号中「の規定による」を「第8条第7項に規定する」に、「若しくは特例居宅介護サービス費又は介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費」を「又は特例居宅介護サービス費」に改め、同条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者

第9条第1号中「法に基づき」を「法第41条第4項第1号に規定する」に改め、「額」の次に「(その額が現に通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に通所介護に要した費用の額)」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 第7条第2号に掲げる者 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額又は同項第3号イに規定する市町村が定める基準により算定した費用の額(その額が現に第1号通所事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に第1号通所事業のサービスに要した費用の額)

第9条に次の1号を加える。

(3) 第7条第3号に掲げる者 前2号に定める額に準じて市長が定める額

第16条第3項中「第15条」を「前条」に改める。

(秩父市高齢者ホームヘルプサービス事業の運営に関する条例及び秩父市デイサービス事業の実施に関する条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 秩父市高齢者ホームヘルプサービス事業の運営に関する条例(平成17年秩父市条例第139号)

(2) 秩父市デイサービス事業の実施に関する条例(平成17年秩父市条例第156号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の秩父市デイサービスセンター条例（以下「新条例」という。）第7条第1号及び第9条第1号の規定の適用については、新条例第7条第1号中「又は特例居宅介護サービス費」とあるのは「若しくは特例居宅介護サービス費又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費」と、新条例第9条第1号中「第41条第4項第1号」とあるのは「第41条第4項第1号又は旧法第53条第2項第1号」と、「通所介護」とあるのは「通所介護又は介護予防通所介護」とする。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、二次予防事業が廃止されることにより、関係条例について所要の改正を行いたいため。

議案第 28 号

秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

秩父市手数料徴収条例（平成 17 年秩父市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「第 79 号」を「第 80 号」に改める。

別表中第 84 号を第 85 号とし、第 47 号から第 83 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 46 号の次に次のように加える。

47 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 20 条の 2 第 1 項に規定する廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査手数料	1 件につき 40,000 円
--	-----------------

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

埼玉県からの権限移譲に伴い、廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査手数料について規定したいため。

議案第 29 号

秩父市有墓地条例を廃止する条例

秩父市有墓地条例（平成 17 年秩父市条例第 185 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市有墓地を宗教法人廣見寺へ返納したことにより、条例を廃止したいため。

議案第30号

平成27年度秩父市一般会計補正予算（第4回）

平成27年度秩父市一般会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397,447千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,703,210千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成28年2月26日提出

秩父市長 久喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		7,375,300	15,993	7,391,293
	1 地方交付税	7,375,300	15,993	7,391,293
13 使用料及び手数料		546,512	6,222	552,734
	1 使用料	393,808	6,222	400,030
14 国庫支出金		3,612,419	126,644	3,739,063
	1 国庫負担金	2,625,321	△53,508	2,571,813
	2 国庫補助金	970,493	180,152	1,150,645
15 県支出金		1,736,725	△30,663	1,706,062
	1 県負担金	823,178	△12,931	810,247
	2 県補助金	685,635	△13,691	671,944
	3 委託金	227,912	△4,041	223,871
16 財産収入		186,678	100,236	286,914
	1 財産運用収入	93,971	100,236	194,207
17 寄附金		46,675	100,245	146,920
	1 寄附金	46,675	100,245	146,920
18 繰入金		1,566,096	14,627	1,580,723
	1 繰入金	1,566,096	14,627	1,580,723
20 諸収入		351,182	54,643	405,825
	5 雑入	175,682	54,643	230,325
21 市債		2,835,800	9,500	2,845,300
	1 市債	2,835,800	9,500	2,845,300
歳入合計		30,305,763	397,447	30,703,210

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		250,357	882	251,239
	1 議会費	250,357	882	251,239
2 総務費		4,477,719	140,560	4,618,279
	1 総務管理費	3,825,692	133,473	3,959,165
	3 戸籍住民基本台帳費	165,437	11,128	176,565
	5 統計調査費	31,200	△4,041	27,159
3 民生費		10,083,652	103,799	10,187,451
	1 社会福祉費	5,103,479	256,758	5,360,237
	2 児童福祉費	3,699,850	△166,959	3,532,891
	3 生活保護費	1,261,342	14,000	1,275,342
4 衛生費		2,330,950	△20,636	2,310,314
	1 保健衛生費	930,759	△17,121	913,638
	2 病院事業費	283,808	△3,515	280,293
6 農林水産業費		558,667	△17,274	541,393
	1 農業費	279,159	△4,839	274,320
	2 林業費	279,508	△12,435	267,073
8 土木費		2,939,631	△144,419	2,795,212
	1 土木管理費	236,726	△1,860	234,866
	2 道路橋りょう費	1,612,641	△112,473	1,500,168
	3 河川費	67,463	△257	67,206
	4 都市計画費	901,109	△29,829	871,280
9 消防費		1,241,610	△14,884	1,226,726
	1 消防費	1,241,610	△14,884	1,226,726
10 教育費		2,299,686	△3,749	2,295,937
	1 教育総務費	377,869	△2,023	375,846
	2 小学校費	544,085	△3,950	540,135
	3 中学校費	235,450	17,426	252,876
	4 幼稚園費	210,606	△9,024	201,582
	6 保健体育費	476,295	△6,178	470,117
13 諸支出金		1,911,110	400,236	2,311,346

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 基金費	1,911,110	400,236	2,311,346
14 予備費		474,941	△47,068	427,873
	1 予備費	474,941	△47,068	427,873
歳出	合計	30,305,763	397,447	30,703,210

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	大滝振興会館空調設備改修事業	3,500
		秩父版CCRC推進事業	40,073
		情報セキュリティ強化対策事業	56,456
		吉田井上倉庫解体事業	3,726
	3 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード等交付事務事業	19,824
3 民生費	1 社会福祉費	年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業	242,853
		高篠福祉交流センターエアコン修繕事業	5,544
	2 児童福祉費	幼児教育無償化に係るシステム改修事業	702
4 衛生費	5 聖地公園費	給水管引換事業	1,294
6 農林水産業費	2 林業費	黒谷山村生活安全対策事業	972
		市営林保育事業	20,510
		石神沢線開設事業	34,600
		半納城峰線開設事業	5,300
7 商工費	1 商工費	地域経済循環創造事業	17,213
		秩父まつり会館リニューアル事業	62,000
		大滝温泉加温設備改修事業	31,500
		大滝温泉トイレ洋式化事業	2,800
		清雲寺観光トイレ改築事業	13,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路照明灯設置事業	2,500
		幹線10号線(萩川橋)新設改良事業	5,780
		幹線51号線新設改良事業	13,000
		幹線58号線新設改良事業	40,600
		幹線67号線新設改良事業	1,000
		幹線77号線新設改良事業	2,600
		中央33号線新設改良事業	9,100
		中央79号線新設改良事業	83,400
		中央429号線新設改良事業	3,500
		原谷54・55号線新設改良事業	3,500
		原谷296号線新設改良事業	5,000
		高篠133号線新設改良事業	5,300
		影森140号線新設改良事業	27,000
		吉田幹線121号線新設改良事業	61,900
		下吉田43号線新設改良事業	3,852
		荒川幹線4号線新設改良事業	33,700
		荒川幹線7号線新設改良事業	23,200
		荒川幹線120号線新設改良事業	5,000
		荒川小野原9号線(Ⅱ工区)新設改良事業	9,871
		橋りょう点検事業	20,060
		橋りょう補修事業	12,825
		萩川橋補修事業	62,346
		(仮称)大中橋架設事業	215,100

8 土木費	3 河川費	中宮地水路改修事業	1,700
		寺尾細木間田排水路改修事業	2,500
		蒔田排水路改修事業	1,400
		沢入沢改修事業	5,500
		西沢（彦久保）排水路改修事業	6,600
		下戸ヶ沢排水路改修事業	6,100
		荒川日野宮ノ下排水路改修事業	4,100
	4 都市計画費	お花畑通線街路整備事業	97,800
		中央通線街路整備事業	15,090
	5 住宅費	市営住宅改修事業	2,940
9 消防費	1 消防費	消防団詰所整備事業	67,937
		防火水槽築造事業	10,300
		地域防災計画改訂事業	8,655
		災害時安全対応マニュアル作成事業	10,725
		避難所看板新規設置事業	2,520
		防災行政無線システム整備事業	17,695
10 教育費	2 小学校費	花の木小学校ブロック塀・フェンス改修事業	4,853
		高篠小学校フェンス等整備事業	32,317
		大田小学校校舎排水路改修事業	4,960
	3 中学校費	影森中学校体育館非構造部材耐震対策事業	19,226
	4 幼稚園費	私立幼稚園就園奨励システム改修事業	1,944
	5 社会教育費	溪流荘改修事業	5,420

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
秩父市工場誘致条例に基づく奨励金 (平成27年度交付決定者分)	平成28年度から 平成31年度まで

(廃止)

事 項	期 間
指定管理者に伴う施設管理委託料 (秩父市中村デイサービスセンター)	平成28年度から 平成31年度まで

(単位：千円)

限 度 額
4,201

(単位：千円)

限 度 額
36,916

第 4 表 地方債補正

(追加及び変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
4 森林管理道整備事業費	89,900	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
6 地方道路整備事業費	706,800		
7 河川等整備事業費	49,800		
14 情報セキュリティ強化対策事業費	0		
15 影森中学校体育館非構造部材耐震対策事業費	0		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	77,400	補正前に同じ。		
	672,300			
	49,600			
	43,900			
	12,800			

余 白

議案第 31 号

平成 27 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）

平成 27 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 73,749 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,995,802 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に 2,749 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 158,137 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,851,634	58,220	1,909,854
	1 国庫負担金	1,388,787	45,440	1,434,227
	2 国庫補助金	462,847	12,780	475,627
6 県支出金		523,602	15,529	539,131
	2 県補助金	468,948	15,529	484,477
歳入合計		8,922,053	73,749	8,995,802

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		5,310,038	142,210	5,452,248
	1 療養諸費	4,663,520	99,000	4,762,520
	2 高額療養費	600,300	43,210	643,510
10 諸支出金		97,760	2,994	100,754
	1 償還金及還付加算金	76,759	245	77,004
	2 繰 出 金	21,001	2,749	23,750
11 予 備 費		92,801	△71,455	21,346
	1 予 備 費	92,801	△71,455	21,346
歳 出 合 計		8,922,053	73,749	8,995,802

3 歳 入 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		63,074	2,749	65,823
	1 他会計繰入金	63,074	2,749	65,823
歳 入 合 計		155,388	2,749	158,137

4 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 予備費		33,498	2,749	36,247
	1 予備費	33,498	2,749	36,247
歳出合計		155,388	2,749	158,137

議案第 32 号

平成 27 年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）

平成 27 年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 107,200 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,135,569 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 28 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		49,500	△33,500	16,000
	1 国庫補助金	49,500	△33,500	16,000
7 市債		157,400	△73,700	83,700
	1 市債	157,400	△73,700	83,700
歳入合計		1,242,769	△107,200	1,135,569

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費		736,770	△153,997	582,773
	1 総務費	385,205	2,003	387,208
	2 公共下水道築造事業費	331,565	△156,000	175,565
3 予備費		37,865	46,797	84,662
	1 予備費	37,865	46,797	84,662
歳 出 合 計		1,242,769	△107,200	1,135,569

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費	2 公共下水道築造事業費	下水道管渠築造事業	62,000
		雨天時越流水・簡易処理放流水水質調査事業	8,000
	3 終末処理施設建設事業費	終末処理施設建設事業	20,000

第 3 表 地方債補正

(追加及び変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
1 公共下水道築造事業費	157,400	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
2 公営企業会計適用事業費	0		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	81,200	補正前に同じ。		
	2,500			

余 白

議案第 33 号

平成 27 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 回）

平成 27 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 14,695 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 237,167 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 28 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		14,310	△210	14,100
	1 設置費分担金	14,310	△210	14,100
3 国庫支出金		39,940	19,035	58,975
	1 国庫補助金	39,940	19,035	58,975
4 県支出金		24,000	△4,120	19,880
	1 県補助金	24,000	△4,120	19,880
8 市債		91,800	△29,400	62,400
	1 市債	91,800	△29,400	62,400
歳入合計		251,862	△14,695	237,167

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 施設管理費		24,238	△4,000	20,238
	1 施設管理費	24,238	△4,000	20,238
3 施設整備費		170,925	△13,834	157,091
	1 施設整備費	170,925	△13,834	157,091
5 予備費		4,235	3,139	7,374
	1 予備費	4,235	3,139	7,374
歳 出 合 計		251,862	△14,695	237,167

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
特定地域生活排水処理施設整備事業費	91,800	普通貸借又は証券発行	<p>年5.0%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	62,400	補正前に同じ。		

余 白

議案第34号

平成27年度秩父市水道事業会計補正予算（第3回）

第1条 平成27年度秩父市水道事業会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度秩父市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 水道事業収益	2,185,293 千円	49,384 千円	2,234,677 千円
第1項 営業収益	1,592,606 千円	82,770 千円	1,675,376 千円
第2項 営業外収益	592,686 千円	△33,386 千円	559,300 千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	1,953,641 千円	△47,605 千円	1,906,036 千円
第1項 営業費用	1,807,269 千円	△52,150 千円	1,755,119 千円
第2項 営業外費用	135,372 千円	4,545 千円	139,917 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 558,872千円」を「不足する額 415,649千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 358,499千円」を「過年度分損益勘定留保資金 199,962千円」、「減債積立金 115,098千円」を「減債積立金 130,412千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	956,521 千円	10,724 千円	967,245 千円
第3項 他会計負担金	17,070 千円	10,724 千円	27,794 千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,515,393 千円	△132,499 千円	1,382,894 千円
第1項 建設改良費	1,141,510 千円	△132,499 千円	1,009,011 千円

第4条 継続費の変更は「第1表 継続費補正」による。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 繼續費補正

(變更)

款	項	事業名
1 資本的支出	1 建設改良費	橋立浄水場仮設受電設備設置工事

(単位：千円)

補 正 前			補 正 後		
総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
17,091	平成26年度	11,137	15,145	平成26年度	11,137
	平成27年度	1,946		平成27年度	0
	平成28年度	4,008		平成28年度	4,008

議案第35号

平成27年度秩父市立病院事業会計補正予算（第2回）

第1条 平成27年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量（4）主要な建設改良事業 病院増改築「10,000千円」を「2,970千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第1款 病院事業収益	2,946,467千円	69,104千円	3,015,571千円
第1項 医業収益	2,763,588千円	62,392千円	2,825,980千円
第2項 医業外収益	182,879千円	6,712千円	189,591千円
支		出	
第1款 病院事業費用	3,156,837千円	△18,842千円	3,137,995千円
第1項 医業費用	3,093,507千円	△14,842千円	3,078,665千円
第2項 医業外費用	61,017千円	△4,000千円	57,017千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 92,977千円」を「不足する額 100,562千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 92,877千円」を「過年度分損益勘定留保資金 100,462千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第1款 資本的収入	273,367千円	△14,615千円	258,752千円
第1項 企業債	198,000千円	△11,100千円	186,900千円
第3項 負担金	17,684千円	△3,515千円	14,169千円
支		出	
第1款 資本的支出	366,344千円	△7,030千円	359,314千円
第1項 建設改良費	268,171千円	△7,030千円	261,141千円

第5条 予算第5条に定めた、起債の限度額「180,000千円」を「169,000千円」に、「18,000千円」を「17,900千円」に改める。

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	1,804,480千円	△26,139千円	1,778,341千円

第7条 予算第9条に定めた一般会計から補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(2) 建設改良負担金	17,684 千円	△3,515 千円	14,169 千円

第8条 予算第10条に定めた、たな卸資産の購入限度額「419,045千円」を「408,246千円」に改める。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第36号

平成28年度秩父市一般会計予算

平成28年度秩父市一般会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 37 号

平成 28 年度秩父市国民健康保険特別会計予算

平成 28 年度秩父市国民健康保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 28 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 38 号

平成 28 年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算

平成 28 年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 28 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第39号

平成28年度秩父市介護保険特別会計予算

平成28年度秩父市介護保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第40号

平成28年度秩父市下水道事業特別会計予算

平成28年度秩父市下水道事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第41号

平成28年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算

平成28年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 4 2 号

平成 2 8 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算

平成 2 8 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 4 3 号

平成 2 8 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算

平成 2 8 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第44号

平成28年度秩父市駐車場事業特別会計予算

平成28年度秩父市駐車場事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第45号

平成28年度秩父市立病院事業会計予算

平成28年度秩父市立病院事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康